

令和4年3月会議

津幡町議会会議録

令和4年3月4日再開

令和4年3月15日散会

津幡町議会

令和4年津幡町議会3月会議会議録 目次

第1号（3月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第3号～議案第35号）	4
1. 議案に対する質疑	17
1. 委員会付託	17
1. 散会（午前11時17分）	17

第2号（3月7日）

1. 出席議員、欠席議員	19
1. 説明のため出席した者	19
1. 職務のため出席した事務局職員	19
1. 議事日程（第2号）	20
1. 本日の会議に付した事件	20
1. 開議（午前10時00分）	21
1. 議事日程の報告	21
1. 会議時間の延長	21
1. 諸般の報告	21
1. 町政一般質問	21
4番 八十嶋孝司議員	21
10番 塩谷道子議員	26
5番 西村 稔議員	30
1. 休憩（午前11時07分）	33
1. 再開（午前11時15分）	33
2番 森川 章議員	33
1. 休憩（午前11時59分）	42
1. 再開（午後1時00分）	42
2番 森川 章議員	42
1番 小町 実議員	44
13番 道下政博議員	48

1. 休 憩 (午後 2 時09分)	56
1. 再 開 (午後 2 時20分)	56
3 番 竹内竜也議員	56
1. 散 会 (午後 3 時06分)	66
第 3 号 (3 月15日)	
1. 出席議員、欠席議員	67
1. 説明のため出席した者	67
1. 職務のため出席した事務局職員	67
1. 議事日程 (第 3 号)	68
1. 本日の会議に付した事件	68
1. 開 議 (午後 1 時30分)	69
1. 議事日程の報告	69
1. 会議時間の延長	69
1. 諸般の報告	69
1. 議案等上程 (議案第 3 号～議案第35号、請願第 1 号、請願第 2 号、陳情第 1 号)	69
1. 委員長報告	69
1. 委員長報告に対する質疑	71
1. 討 論	71
1. 採 決	73
1. 同意上程 (同意第 1 号)	74
1. 質疑・討論の省略	74
1. 採 決	74
1. 議会議案上程 (議会議案第 1 号)	75
1. 質 疑	75
1. 討 論	76
1. 採 決	76
1. 議案上程 (議案第36号)	76
1. 議案に対する質疑	77
1. 委員会付託	77
1. 休 憩 (午後 2 時07分)	77
1. 再 開 (午後 2 時35分)	77
1. 委員長報告	77
1. 委員長報告に対する質疑	77
1. 討 論	77
1. 採 決	77
1. 休 憩 (午後 2 時38分)	78
1. 再 開 (午後 2 時39分)	78
1. 議会議案上程 (議会議案第 2 号、議会議案第 3 号)	78
1. 提案理由・質疑・討論の省略	78
1. 採 決	78

1. 閉議・散会（午後 2 時43分）	79
1. 署名議員	80

令和4年3月4日（金）

○出席議員（15名）

議長	角井 外喜雄	副議長	八十嶋 孝 司
1 番	小町 実	2 番	森川 章
3 番	竹内 竜也	5 番	西村 稔
6 番	荒井 克	9 番	酒井 義光
10 番	塩谷 道子	11 番	多賀 吉一
12 番	向 正 則	13 番	道下 政博
14 番	谷口 正一	15 番	洲崎 正昭
16 番	河上 孝夫		

○欠席議員（1名）

7 番 森山 時夫

○説明のため出席した者

町 長	矢田 富郎	副町長	坂本 守
総務部長	吉田 二郎	総務課長	酒井 英志
財政課長	納口 達也	町民生活部長	中村 豊
生活環境課長	中嶋 徹郎	健康福祉部長	羽塚 誠一
福祉課長	長 陽子	産業建設部長	吉岡 洋
都市建設課長	本多 克則	会計管理者 兼会計課長	山崎 勉
消 防 長	松本 聖史	消防本部 庶務課長	中川 俊介
教育部長	吉本 良二	教育総務課長	山崎 明人
河北中央病院事務長 兼事務課長	斎藤 晶史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山本 幸雄	議会事務局長補佐	山本 慎太郎
総務課統括課長補佐	田中 圭	財政課係長	掃部 富雄
監理課主査	山本 匡教	企画課主事	長谷川 直人

○議事日程（第1号）

令和4年3月4日（金）午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第3号～議案第35号）

（質疑・委員会付託）

議案第3号 令和4年度津幡町一般会計予算

議案第4号 令和4年度津幡町国民健康保険特別会計予算

議案第5号 令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和4年度津幡町介護保険特別会計予算

議案第7号 令和4年度津幡町バス事業特別会計予算

議案第8号 令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計予算

議案第9号 令和4年度津幡町病院事業会計予算

議案第10号 令和4年度津幡町簡易水道事業会計予算

議案第11号 令和4年度津幡町水道事業会計予算

議案第12号 令和4年度津幡町下水道事業会計予算

議案第13号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第11号）

議案第14号 令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 令和3年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第18号 令和3年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第19号 令和3年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）

議案第20号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 津幡町公共施設等整備基金条例について

議案第23号 津幡町総合交流型宿泊研修施設管理運営基金条例の一部を改正する条例について

議案第24号 津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第26号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第27号 津幡町健康福祉基金条例について

- 議案第28号 津幡町予防接種健康被害調査委員会条例について
議案第29号 津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第30号 牛首辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第31号 下河合辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第32号 種辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第33号 筋谷辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第34号 朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第35号 町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○角井外喜雄議長 ただいまから、令和4年津幡町議会3月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、15人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○角井外喜雄議長 本日再開の3月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から3月15日までの12日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○角井外喜雄議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

○角井外喜雄議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本3月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において11番 多賀吉一議員、12番 向 正則議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○角井外喜雄議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本3月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、本日までに受理した請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条及び第95条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和3年12月分及び令和4年1月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○角井外喜雄議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第3号から議案第35号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日、ここに令和4年津幡町議会3月会議が開かれるに当たり、提案理由の説

明に先立ち、最近の概況と令和4年度の町政運営及び予算編成の基本方針並びに重点施策、そして提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、全国における1月の新規感染者は101万人を超え、2月に入ってからもオミクロン株による感染拡大に歯止めがかからない状況となりました。

1月9日からは、広島、山口、沖縄の3県で、まん延防止等重点措置の適用が始まり、その後、石川県を含む全国の36都道府県にまで広がりました。

県内でも1月下旬以降、新規感染者が急激にふえ、2月3日にはこれまでの最多となる713人の新規感染者が確認されました。1月は4,766人、2月は主に学校関係や福祉施設等で38件のクラスターが発生するなど、1万1,883人の新規感染者が確認され、感染が急拡大いたしました。

石川県知事は、この状況を踏まえ、国にまん延防止等重点措置を要請し、その結果1月27日から2月20日までの期限として県内全域を対象に適用されました。その後、新規感染者数や病床使用率などの改善がみられないことから、県は国に期限の延長を要請し、2月21日から3月6日まで延長されましたが、なお、新規感染者数が高止まり状態にあることから、3月7日以降の再延長を一昨日、国に要請をし、今月21日まで延長となるようでございます。

本町では、1月の新規感染者が98人、2月は334人で、1日の新規感染者が過去最高の18人を記録するなど、10人以上確認された日が18日間となり、感染者が急激に増加いたしました。町内のこども園や小中学校でも感染者が確認され、休園や学級・学年閉鎖など感染が拡大しないよう対策を講じたところでございます。

これまでの本町における感染者数は累計で678人、治療中の方は97人となっております。

まん延防止等重点措置の適用期間中には、感染拡大防止の観点から、町が主催する行事の中止や延期、規模の縮小、さらに町有施設においては、時間短縮や利用制限などにより、町民の皆様には何かと御不便をおかけしておりますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

3回目のコロナワクチン接種につきましては、1月25日から個別接種を、2月13日から集団接種を開始しております。65歳以上の高齢者は、2回目接種後6カ月、64歳以下の方は2回目接種後7カ月をそれぞれ経過した時点で接種できるよう順次接種券を発送しておりました。しかし、64歳以下の方の接種については、65歳以上の高齢者への接種が順調に進み、予約枠に空きも見られたため、2月22日から接種間隔を6カ月に前倒したところでございます。また、こども園や小中学校での感染が多く確認されていることから、保育士や教職員などについて、2回目接種後、6カ月経過で接種できるよう、集団接種において優先枠を設け、接種を行っているところでございます。5歳から11歳の方は、3月2日に接種券を発送し、3月14日から町内のクリニック1カ所で接種を始めます。引き続き、接種を希望する方が迅速に接種できるよう、医療機関と連携を図りながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、議会1月会議以降の町政の概況につきまして御報告いたします。

1月29日、翌日の30日に2歳の誕生日を迎える3つ子の子供たちの御自宅を訪問いたしました。また、2月6日には、4日後の10日に5歳の誕生日を迎える4つ子の子供たちの御自宅を、多胎児家庭子育て応援事業として訪問させていただきました。コロナ禍ではございますが、元気に、すくすくと育った3つ子と4つ子の姿に、本町の将来を担う子供たちの健やかな成長を願いなが

ら、3つ子には水筒やスニーカーを、そして4つ子には、スキーウェアをそれぞれ贈らせていただいたところでございます。

2月5日の午後8時25分、そして22日の午前6時35分に大雪警報が津幡町に発令されました。この降雪により、5日から7日及び22日から23日にかけて町内全域の除雪路線を対象に3回除雪を行ったところでございます。幸いにも、この大雪による人的被害や建物被害などの報告はございませんでしたが、この雪への対応のための経費につきましては、3月補正予算にも計上させていただいたところでございますが、既に予想を上回る除雪経費が現時点で見込まれているところでございます。

2月16日、津幡町と佐川急便株式会社との間で、災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定の締結を行いました。本協定は、町内において大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合に、本協定により、救援物資等の輸送はもとより、物資を集積し配送する拠点の運営にも補助をいただくことで、被災者へ迅速に物資を届けるための体制強化が期待できるものでございます。

続きまして、町政運営に対する私の基本的な考え方と令和4年度当初予算編成の基本方針及びその概要について述べさせていただきます。

内閣府が発表しました令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度による令和4年度の日本経済の見通しについて、コロナ禍の中、社会経済活動の再開・継続を図りつつ、安全・安心を確保していくとともに、経済対策を迅速かつ着実に実施し、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていくこととしております。しかしながら、先行きのリスクとしては、引き続き、感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、今後の地方財政への影響が懸念されるところでございます。

地方を取り巻く環境も、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来を見据えた持続可能な社会保障制度の確立、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取り組みなど、さらに重要性を増しております。また、大規模な自然災害への対応及び公共施設等の老朽化に伴う維持更新に係る経費の確保など、多岐にわたる諸課題への対応が求められております。

このような厳しい財政状況下にあっても、町民サービスの質を低下させず、町民の生活や地域経済を支援する取り組みについて、国や県の施策・方向性を的確に捉えながら、繊細かつ大胆に事業を実施していくことが必要になっております。令和4年度当初予算の編成に当たっては、町民生活や社会経済状況、さらには財政状況についても職員一人一人がしっかり認識した上で、どのような対策が必要なのか知恵を出し合って効果的な取り組みを進める所存でございます。

さて、私の町政運営に対する基本的な考え方につきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、大きく2つの柱で推し進めているところでございます。

1つは、30年、50年後を見据えた子の世代、孫の世代のためのまちづくり、そしてもう1つが、心豊かに今を暮らすためのまちづくりでございます。

その基本となる第5次津幡町総合計画につきましては、令和4年度は後期期間の2年目となります。新型コロナウイルス感染症の影響に加え、SDGsに対する意識の高まり、デジタルトランスフォーメーションの推進など、急速に変化する社会情勢の中、これらの変化を的確に捉え、各種施策の展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、私自身は、3月に行われる町長選挙におきまして、4期目を目指す決意を表明しておりますので、私の町政運営についての所信表明は、町民の皆様から次の4年間の負託を得られましたならば、改めて申し上げたいと思います。

それでは、令和4年度当初予算編成とその概要について御説明いたします。

先ほども申し上げましたが、本年3月に町長選挙を控えていることから、例年のような通年型の予算とせず、義務的経費のほか、既に計画が決定し、前年度までに一部着手済みの継続事業や、新規事業のうち新型コロナウイルス感染症対策など、町民の安全・安心な生活の実現に必要不可欠となる事業のみを計上する、準通年型予算とさせていただきます。

令和4年度津幡町一般会計当初予算案は、136億3,500万円で、前年度当初予算と比べ2.7%、3億8,000万円の減額予算となっております。

減額の主な要因でございますが、準通年型予算とさせていただいたことに加え、新庁舎等整備事業が前年度で完了したこと、屋内温水プールを含む住吉公園整備事業費が、国の補正予算により令和3年度へ前倒しとなったことなどによるものでございます。

当初予算規模としては減額となっておりますが、令和3年度1月補正予算のうち約9億7,000万円につきましては、継続事業としてもともと令和4年度当初予算に計上予定であった事業費を国の補正予算により前倒ししたものであり、その大部分が令和4年度予算と合わせて執行されることとなります。

したがって、これを加算した実質的な令和4年度当初予算の規模は前年度を上回るものでございます。

また、令和4年度より簡易水道事業を特別会計から公営企業会計へ移行したため、特別会計は全部で5つとなり、河合谷財産区特別会計を除く全ての会計を増額し、総額で5.7%、3億4,863万6,000円増となる64億6,597万8,000円を計上しています。

さらに、事業会計につきましては、簡易水道事業を加えた4つの会計の合計で16.5%、10億5,215万2,000円の減となる53億4,105万8,000円を計上しております。

全10会計の総額で、前年度当初予算比4.1%、10億8,351万6,000円の減となる254億4,203万6,000円といたしております。

それでは、初めに令和4年度一般会計当初予算の主な事業から御説明いたします。

まず、ハード事業となる普通建設事業では、土木費の住吉公園整備事業に3億2,516万円を計上しております。令和3年度1月補正予算に計上した7億4,985万円と合わせて屋内温水プール整備を進め、令和5年春のオープンを目指します。

さらに、社会資本整備総合交付金による津幡駅周辺地区都市再生整備計画事業費と地方創生道整備推進交付金による町道津幡駅前線道路改良事業費で、総額1億4,126万円を計上し、津幡駅東口整備の用地測量、物件補償調査、設計業務に着手いたします。

その他、地方創生道整備推進交付金による道路改良事業に1億3,863万円、道路メンテナンス事業による橋梁長寿命化補修事業に4,403万円、社会資本整備総合交付金（防災・安全）による町道太田舟橋線消雪設備整備事業に2,501万円を計上したほか、辺地対策事業による町道菩提寺1号線道路改良事業に5,000万円、越中坂地内の急傾斜地崩壊防止対策事業に1,947万円を計上いたしております。

民生費では、認定こども園整備事業費として私立実生こども園の増築費用に対する補助金8,088万2,000円を計上いたしております。この増築は、町立保育園民営化計画に基づく太白台保育園の民営化に対応するもので、太白台保育園は令和4年度末で閉園する予定としております。

農林水産業費では、潟端第4地区用水路整備と興津地区ため池整備に係る農村総合整備事業に5,462万円、林道高津線整備事業に4,201万円を計上いたしております。

商工費では、本年度が施設整備の最終年度となる河合谷宿泊体験交流施設整備事業に4,884万6,000円を計上するほか、消防費では、消防庁舎改修事業に8,741万5,000円、刈安地内防火貯水槽設置事業等に1,609万1,000円を計上いたしております。

教育費では、総合体育館の長寿命化改修事業に5,599万円を計上するなど、計画決定済み事業と緊急度の高い新規事業を中心に予算を計上し、安全に安心して暮らせる環境づくりに配慮させていただいております。

一方、ソフト事業につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を引き続き進めるため、新型コロナウイルスワクチン接種事業に8,236万円を計上したほか、新型コロナウイルス感染症対策として地域経済を支援するため、過去最大の40%プレミアム分となるつばた元気応援プレミアム商品券第3弾を発売する消費活動支援事業費に8,146万5,000円、さらに、まん延防止等重点措置の期間中、県の営業時間短縮の要請に協力した町内飲食店に対して県が支援する額に20%上乘せするなど、町独自で追加支援する小規模事業者事業継続等支援事業に2,460万円を計上いたしました。

また、積極的な接種勧奨が再開されました子宮頸がん予防接種につきまして、令和4年度の新規接種対象者に加え、国が積極的な接種勧奨を中断しておりました平成25年6月から令和3年9月までの対象者にも無償で3回の接種が受けられるよう、感染症予防費として4,474万3,000円を計上いたしました。

さらに、先に発表されました令和2年国勢調査の結果において、55年ぶりに本町の人口が減少に転じたことから、結婚新生活支援事業補助金の充実や奨学金返還支援補助金制度を設置するなど、一層、定住促進事業を推進するため、1億5,961万6,000円を計上するほか、令和3年度に製作いたしました吉本連携事業地域映画を国内外の映画祭に出品するとともに、全国7都市の劇場で上映し、本町の魅力を広く発信いたします。

また、同じく令和3年度に作成しました津幡かるたを使ったかるた大会の開催と、町内の史跡を巡るスタンプラリーの実施により、町内外に津幡町の魅力を広く発信し、より一層、定住人口・交流人口の拡大に努めてまいります。

少子化対策といたしましては、不妊治療が保険適用となることに伴い、国・県補助金が廃止となりますが、なお自己負担が高額なため、町単独で補助をする不妊・不育治療助成事業に300万円を計上いたしております。さらに、子供を望む夫婦に対し、健診やカウンセリング、妊娠に関する健康教育を行うプレ妊活健診助成事業に134万1,000円も計上いたしております。

子育てで支援として、ゼロ歳から2歳までの保育料については、これまで18歳以下の子供3人以上の家庭について2人目以降を減免してまいりましたが、令和4年度よりこれを2人以上の家庭に範囲を拡大して子育ての負担軽減に努めるとともに、引き続き町内の公立及び私立の認定こども園、学童保育施設の健全な運営に努め、より子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

教育環境の充実につきましては、教職員の多忙化を解消し、教育の質の向上を図るため、小学校のスクールサポートスタッフを増員するとともに、町単独による小学校の臨時講師2名を雇用し、小学校低学年の複式授業解消のため萩野台小学校に1名、教頭が欠員となる刈安小学校に1名をそれぞれ配置いたします。

さらに、科学のまちつばたを推進すべく、科学教育振興事業として、科学の祭典やWRO Japan石川地区予選会等の開催に1,409万9,000円を計上しております。

これらの事業により、引き続き、元気で活気あふれるまちづくり、住んでよかったと実感できるまちづくりを目指してまいります。

歳入につきましては、町税全体で6.1%、2億3,816万7,000円増となる41億6,317万1,000円を計上しております。

その主な内容といたしましては、個人町民税・現年分では、納税義務者の増等を見込み、前年度比8.0%増の19億977万9,000円、法人町民税・現年分では町内企業のコロナ禍からの業績回復を見込み10.0%増の1億4,935万2,000円と見込んだほか、家屋の新増築等により固定資産税・現年分で5.0%増の16億4,532万2,000円を見込んでおります。さらに、軽自動車税と都市計画税でもそれぞれ増額を見込んでおります。

地方交付税は、地方財政計画で3.5%増となっているところを、本町の令和3年度の決算見込みと特殊事情を勘案し、10.0%、3億1,000万円増の34億1,000万円としたほか、地方消費税交付金を7.1%、5,000万円増の7億5,000万円計上いたしております。

町債は、役場新庁舎や河合谷宿泊体験交流施設、屋内温水プールを含めた住吉公園等の整備が集中したことで、令和2年度、3年度と2年連続して当該年度の償還額を超える予算となりました。

本年度は、住吉公園整備事業ほか、各種事業に合計7億900万円を計上いたしました。

加えて、実質的な普通地方交付税である臨時財政対策債2億円を計上して、総額では9億900万円となり、前年度と比べ52.1%、9億9,000万円の大幅な減額としております。

当初予算の町債として10億円を下回るのは平成30年度以来となりますが、これに実質令和4年度発行となる令和3年度1月補正予算に計上した町債5億1,720万円を加算しますと、総額は14億2,620万円となります。

それでも3年ぶりに当該年度償還額以内の発行額に抑制されており、さらに平成15年度から令和元年度まで、町債発行額を各年度償還元金以内とするシーリングを継続して堅持できたこともあり、今後も実質公債費比率等の財政指標は基準値内を堅持できる見込みでございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計ともに給付の増が見込まれることから増額予算とするほか、バス事業特別会計では老朽化したバス車両の更新を行うために増額とするなど、特別会計の設置目的に基づき、各会計の事情を勘案して予算を計上いたしております。

事業会計につきましては、病院事業会計と水道事業会計は増額、下水道事業会計は減額となっております。

病院事業会計では、減価償却費等の減がある一方で、職員給や医療材料費等が増額となるほか、電子カルテシステムや会計システムの更新により、診療体制の充実を図ることとしております。

水道事業会計では、老朽管更新事業費の減はあるものの老朽設備更新事業費の増により増額と

し、下水道事業会計では、河北郡市の共同事業となる下水道汚泥処理施設建設事業が令和3年度の国の補正予算に採択され前倒しとなったことで、本年度は大幅な減額予算となっておりますが、浄化センター塩素混和棟の電気設備更新工事やマンホール耐震化工事などを計上しており、それぞれの会計で住民の生活に直結する事業を計画的に実施するための予算を計上いたしております。

簡易水道事業会計につきましては、発生主義の導入により精度の高い財務諸表を作成し、経営・資産等の正確な把握による経営管理の向上に取り組むため、令和4年度より公営企業会計を適用するものでございます。

一般会計、特別会計、事業会計それぞれの予算編成においては、国県からの補助・交付金など、極力有利な財源を選択するように努めており、あわせて各種特定目的基金を有効活用することで対応いたしております。

さらに、特別会計への繰出金、事業会計への補助・負担金等に要する費用を含めた一般会計の財源不足につきましては、財政調整基金の繰り入れで財源調整を図っております。

令和3年度末の財政調整基金残高につきましては、約13億円程度を見込み、そのうち、令和4年度当初予算案において3億8,000万円の繰り入れを計上しております。予算規模が減額となる一方で、地方公務員等共済組合法の改正による会計年度任用職員の市町村職員共済組合負担金など一般財源所要額の増により、財政調整基金の繰り入れは前年度と比べ1,600万円増額しております。

今後の安定した財政運営のためにも、執行に際しては、さらなる財源の創出や経費節減を図り、財政調整基金の繰入額削減に努めたいと思っております。

それでは、令和4年度重点施策・重点事業の主なものについて具体的に説明してまいります。

最初に一般会計の総務関係施策でございます。

地域情報ネットワーク管理では、総務省の地域活性化起業人の企業人材派遣制度を活用し、3大都市圏に所在する企業等の社員2名を、一定期間、本町へデジタル化専門員として派遣していただきます。そして、業務の円滑化を図るためのデジタル技術の導入提案やスマートシティを実現するための計画作成など、本町のデジタルトランスフォーメーションの推進を図るものでございます。

定住促進では、令和4年度からさらなる補助制度の充実を図るため、結婚新生活支援や移住支援を拡充するほか、奨学金返還支援補助金の交付など、各種補助金・交付金の支給を行い、若い世代の流出や少子高齢化の進展等による人口減少に歯止めをかけ、定住人口の増加と地域の活性化を図り、活力あるまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

次に、町民生活関係施策でございます。

未就学児均等割保険税繰出金では、国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割の2分の1を減額し、子育て世帯の負担軽減を図るものでございます。

次に、健康福祉関係施策でございます。

母子保健事業では、3歳児健康診査の精度を上げるため、視力検査用眼屈折計、スポットビジョンスクリーナーを導入し、弱視を迅速かつ的確に発見することで、早期治療につなげたいと考えているところでございます。また、子供を望む夫婦が本格的な妊活に取り組む前に、それぞれの健康チェックと専門家によるカウンセリングを無料で受けることができ、将来のライフプランについて考える機会を提供するプレ妊活健診助成事業で、晩婚化に対応した出生率の向上を目指

すものがございます。

感染症予防では、子宮頸がん予防接種について、令和4年度の新規接種対象者に加え、国が積極的な勧奨を中断していた平成25年6月から令和3年9月までの対象者にさかのぼり、無償で3回の接種が受けられるよう子宮頸がんワクチンの救済接種を行い、感染症予防に努めてまいります。

認定こども園等運営では、子供のための教育・保育給付により、私立園に対して保育士等の処遇改善を含む財政支援を行うもので、令和4年度から新たに津幡とくの幼稚園が幼稚園型認定こども園となるため、施設型給付の対象施設として給付を行うものがございます。また、老朽化した備品の更新や電気設備・空調設備の改修等を行い、保育環境の改善を図ってまいります。

認定こども園整備事業では、町立保育園民営化計画に基づく太白台保育園の民営化について、施設の利用状況や老朽化など総合的に検討した結果、太白台保育園と通園エリアが重なる実生こども園の増築による統合が適切と判断し、実生こども園の増築に対する補助金を予算計上したものでございます。従って、太白台保育園は令和4年度末で閉園することとなります。また、津幡とくの幼稚園には、施設修繕に対する補助金を交付するものがございます。引き続き、町内の公立及び私立の認定こども園、学童保育施設の健全な運営に努め、より子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

次に、都市建設関係施策でございます。

道路・橋梁整備に係る施策につきましては、辺地対策事業債や公共施設等適正管理推進事業債のほか、社会資本整備総合交付金や地方創生道整備推進交付金、道路メンテナンス事業など国庫補助・交付金を最大限に活用しているところでございます。

辺地対策事業では、町道菩提寺1号線などの道路改良事業を、公共施設等適正管理推進事業では、町道潟端7号線など老朽化が著しい町道の舗装修繕を、地方創生道整備推進交付金では、町道庄35号線や町道津幡駅前線などで、道路拡幅や歩道の整備、津幡駅東口周辺の道路整備を行い、車両の円滑な走行と歩行空間の確保により、道路交通の利便性向上を図るものがございます。

道路メンテナンス事業では、町道にかかる橋、52橋の定期点検を実施するとともに、計画的な橋梁の維持管理の実施により、橋梁の長寿命化を図るため、町道上藤又大窪線（上藤又橋）などの補修工事を行ってまいります。

消雪施設整備事業では、社会資本整備総合交付金・防災安全により、町道太田舟橋線における消雪設備の未整備区間に消雪施設を設置し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保を図るものがございます。

緊急浚渫推進事業では、対象となる15の準用河川のうち、令和4年度は、吉倉川ほか2河川の河川堆積土砂除去を行い、洪水の被害防止及び適切な維持管理に努めてまいります。

急傾斜地崩壊防止対策事業では、緊急自然災害防止対策事業により、越中坂地内において、急傾斜となっているのり面の崩壊防止対策工事を行い、町民生活の安全安心を確保してまいります。また、地区の防災意識向上プログラム事業では、土砂災害警戒区域に指定されている地区を対象に、土砂災害に対する住民の防災意識の向上を図るため、勉強会や防災マップ作成の支援を行い、地区での継続的な避難訓練の実施を目指すものがございます。

都市計画施策といたしましては、I R津幡駅周辺でのにぎわいの創出や公共交通の充実を図ることを目的に、社会資本整備総合交付金事業の都市再生整備計画事業により、I R津幡駅に東西

自由通路を設置し、I R津幡駅東口周辺整備を行うものでございます。こうした事業の推進により、東部地区における住環境整備や企業立地などの新たなまちづくりを見据えた拠点再生・機能向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

そして、住吉公園整備事業では、令和3年度の国補正予算とあわせ、引き続き、屋内温水プールの整備及び既存の公園施設のリニューアルを行うこととし、屋内温水プールについては、令和5年春のオープンを目指しているところでございます。

次に、産業振興関係施策でございます。

農業振興では、土地改良施設維持管理適正化事業として、新舟橋排水機場の主ポンプの修繕及び上大田地区のため池の堆積土砂の浚渫を行い、用水の安定供給と維持管理の省力化を図り、営農環境の改善を目指すものでございます。

林業振興では、地方創生道整備推進交付金による林道整備事業として、林道高津線ののり面改良工事を行ってまいります。また、森林環境整備促進事業として、森林環境譲与税を活用した森林整備や地元産木材を利用した笠野小学校の玄関扉の改修及び屋内温水プールで使用する椅子などの備品購入等を行うものでございます。

商工振興では、感染症緊急対策の小規模事業者事業継続等支援事業として、まん延防止等重点措置による県協力金を受けた町内飲食店に対し、支援金として県協力金の20%上乗せした額を支給するほか、消費活動支援事業として、プレミアム率40%のつばた元気応援プレミアム商品券（第3弾）発売事業を実施するものでございます。

観光振興では、観光宣伝推進として、大河ドラマ誘致推進事業において、令和3年度に制作いたしました吉本連携事業地域映画を国内外の映画祭に出品し、大河ドラマ誘致推進及び本町の観光地をPRするとともに地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。また、河合谷宿泊体験交流施設整備事業では、令和4年度は大海川の親水施設整備及び空き家改修を行います。これで一連の整備が完了し、町内外の多くの方に河合谷の里山の自然や文化を感じていただければと思っているところでございます。

次に、上下水道施策についてでございます。

水道事業では、津幡、種、小熊、七黒、吉倉地内で老朽管更新事業を、津幡地内で老朽設備更新事業をそれぞれ実施してまいります。

下水道事業では、太田地内の管渠築造や津幡、中橋地内の舗装本復旧工事の拡張事業のほか、マンホール耐震化工事や浄化センター塩素混和棟・管理棟電気設備更新工事、上大田・興津地区処理施設機械・電気設備更新工事などの改良事業を行うこととしております。

次に、消防関係施策についてでございます。

防火水槽設置事業では、新たに刈安地内に40トン級の耐震性防火水槽を設置し、消火活動体制の強化を図ってまいります。

消防庁舎改修事業では、職員間における感染防止対策の徹底を図るため、庁舎内にある仮眠室の個室化などの感染対策工事や、老朽化した庁舎の外壁防水工事を初め、庁舎前のアスファルト舗装や車庫シャッターなど各種設備を改修し、長寿命化を図ってまいります。

石油貯蔵施設立地対策費補助金事業では、放水機器や自動式心臓マッサージ器など救急要請に対応するため、各種消防資機材の整備を行い、消防防災力の向上に努めるものでございます。

次に、教育関係施策についてでございます。

科学教育振興事業では、科学のまちつばたを推進するため、科学の祭典やWRO Japan石川地区予選会などさまざまな事業を実施し、子供の科学に対する関心を深め、創造力豊かな子供の育成を図ってまいります。

次に、学校教育推進関係施策についてでございます。

特別支援教育では、学級担任や学校を支えていく役割を持つ特別支援教育支援員が必要な小学校に20名配置するとともに、令和4年度は、日常的な支援と医療的ケアが必要な児童に対応するため、町内の訪問看護ステーション等に看護師などの派遣業務を委託し、支援を要する児童の教育活動の充実を図ってまいります。

中学校学校教材費では、町内の中学校2校にSDGs学習を推進するため、新聞の電子版教材を活用し、生徒の学力向上や創造性を高めるものでございます。

次に、生涯学習関連事業でございます。

生涯学習センター事業では、昨年度作成した町の歴史や文化、地理など魅力がいっぱい詰まった津幡かるたで、令和4年度に第1回津幡かるた大会を開催し、子供から大人まで楽しく津幡町を学んでいただき、生涯学習を通じて町民の交流を図りたいと考えております。

総合体育館改修事業では、館内の雨漏りを解消するため、屋上の防水シート改修工事を行い、施設の長寿命化と利用者の安全・安心の確保及び快適な環境を利用客に提供できるよう努めてまいります。

次に、河北中央病院事業の施策でございます。

河北中央病院では、地域の皆様に信頼され、質の高い医療サービスを提供できるよう、これまでさまざまな取り組みを進めてまいりました。前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたものの、職員一丸となり感染予防に努めたことから、入院患者数は、前年度とほぼ同じで、外来患者数及び病床稼働率は、いずれも前年度に比べ増加いたしました。昨年の10月以降は、コロナの感染状況も落ち着き、患者数や病床稼働率も着実に増加し、入院及び外来収益ともに令和2年度を上回る見込みとなっております。

今後も、地域に密着した医療を提供し、安心して暮らせるまちづくりに貢献できる拠点病院としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

令和4年度は、耐用年数が終了し、故障時において部品調達が困難となる電子カルテシステム及び会計システムを更新し、医療体制の強化並びに利用者の利便性の向上と黒字化の継続に努めてまいります。

以上、令和4年度の重点施策について、概要を御説明いたしました。

それでは、3月会議に提案いたしました令和4年度の当初予算案並びに、令和3年度の補正予算案ほか諸議案につきまして、順を追ってその提案理由の概要を説明いたします。

議案第3号 令和4年度津幡町一般会計予算について。

歳入・歳出予算総額は136億3,500万円で、その概要は、今ほどの令和4年度当初予算編成概要や重点施策等で説明させていただいたとおりでございます。

次に、議案第4号から第12号までの9件の議案は、令和4年度各特別会計及び事業会計の当初予算についてでございます。

議案第4号 令和4年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、被保険者数の増加に伴う給付費の増などにより、前年度当初に比べ6.9%増となる

33億2,165万4,000円を計上するものであります。

給付費が増加と見込まれる中、保険税率等は基本的に据え置き、引き続き、国民健康保険財政の健全化と安定化を図ることとし、適正な運営に努めてまいります。

次に、**議案第5号** 令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、被保険者数の増加などにより、前年度当初比8.8%増となる4億3,316万7,000円を計上するもので、石川県後期高齢者医療広域連合納付金が9.0%増となりますが、被保険者負担は据え置くものでございます。

次に、**議案第6号** 令和4年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績を踏まえ、前年度当初比2.4%増となる25億8,068万3,000円を計上し、県内で最も低い第8期（令和3年度～5年度）の保険料基準額により、介護予防の推進と要支援・要介護者に対する介護サービス給付等を行うものであります。

次に、**議案第7号** 令和4年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は、1億3,015万8,000円を計上し、廃止代替路線や自主運行路線及び福祉バス路線の運行を行うものでございます。また、本年度は中型の路線バス1台を更新し、公共交通機関としての利便性や安全性を一層高め、町民サービスに努めるものであります。

第2表・地方債は、町営バス購入事業について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第8号** 令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、31万6,000円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものであります。

次に、**議案第9号** 令和4年度津幡町病院事業会計予算について。

本予算は、1日平均52人の入院患者と154人の外来患者を見込み、収益的支出を13億1,692万1,000円としております。

資本的支出は、1億9,875万6,000円とし、老朽化した電子カルテシステム等を更新するなど、引き続き地域医療の中核となる医療施設を目指すものでございます。

企業債については、電子カルテシステム等の一般備品購入費について、限度額及び借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第10号** 令和4年度津幡町簡易水道事業会計予算について。

本予算は470万円を計上しております。従来の官庁会計から公営企業会計に移行し、財政や資産状況の的確な把握により、将来への経営方策等の検討・促進を図るとともに、上河合地区ほか2地区の簡易水道の管理運営を行うものであります。

次に、**議案第11号** 令和4年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で7億4,246万8,000円を予定しております。1日平均9,927立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものであります。

資本的支出では4億559万3,000円を予定し、老朽管更新事業及び老朽設備更新事業を行うものであります。

企業債につきましては、上水道建設改良費について、限度額及び借入条件を定めるものであります。

次に、**議案第12号** 令和4年度津幡町下水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で13億8,758万7,000円を予定しております。

1日平均9,904立方メートルの生活排水等を処理し、地域の生活環境の改善や保全に努めるものであります。

資本的支出では、12億8,503万3,000円を予定し、汚水管渠築造工事などの拡張事業や浄化センター塩素混和棟・管理棟電気設備更新工事などの改良事業を進めてまいります。また、企業債の償還を行い、下水道事業の普及・推進に努めるものであります。

企業債につきましては、拡張事業費、改良事業費などの公共下水道事業債ほか3件について、限度額及び借入条件を定めるものであります。

続いて、議案第13号から第19号までの7件の議案は、

令和3年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算についてであります。

議案第13号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第11号）について。

本補正は、普通交付税の再算定により臨時財政対策債償還基金費等が臨時費目として創設され、交付されたことによる減債基金積立金や、公共施設等整備基金の新設に伴う基金への積み立て、2月の降雪による除雪委託費などを追加するものであります。また、処遇改善等に伴う認定こども園等運営費や繰出基準による病院費などで増額となるほか、年度末を控え、各種事業の実績見込みにより増減調整を行うもので、歳入歳出それぞれ2億8,882万1,000円を増額し、予算総額を171億1,460万5,000円とするものでございます。

第2表・繰越明許費補正につきましては、地籍調査事業費ほか15事業について、それぞれの個別事由により、本年度中に事業の完成が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表・債務負担行為補正は、役場庁舎東棟空調設備改修事業ほか3事業について、事業費の確定等により、限度額をそれぞれ変更するものでございます。

第4表・地方債補正は、事業費の確定に伴い、農村総合整備事業ほか8事業において、限度額をそれぞれ変更するものでございます。

次に、議案第14号から議案第19号までの、特別会計、事業会計の補正予算につきましても、年度末を控え、実績見込みを踏まえて増減調整を行うものでございます。

議案第14号 令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、給付増等により、歳入歳出それぞれ2億423万9,000円を増額するものでございます。

議案第15号 令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ26万1,000円を増額するものでございます。

議案第16号 令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、給付増等により、歳入歳出それぞれ2,228万9,000円を増額するものでございます。

議案第17号 令和3年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ7万1,000円を減額するものでございます。

議案第18号 令和3年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ44万円を増額するものでございます。

議案第19号 令和3年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）について。

本補正の主なものは、収益的収入において、新型コロナウイルス感染症病床の確保、受け入れ体制整備などに対する補助金2億8,327万9,000円を増額補正を予定し、収益的支出において、薬品購入費など4,580万円の増額補正を予定するものでございます。さらに、資本的収入におきま

しても、補助金で879万7,000円の増額補正を予定するものでございます。

次に、各条例の改正等について御説明申し上げます。

議案第20号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和5年度からの役職定年制導入を見据え、職員の能力、知識及び経験を最大限に活用するため、一般事務職員及び福祉職員等の職名を改正するものでございます。

次に、**議案第21号** 津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び妊娠又は出産等について申し出があった場合に対する措置等の義務づけを定める改正を行うものでございます。

次に、**議案第22号** 津幡町公共施設等整備基金条例について。

本案は、公共施設等の整備、改修及び維持補修等の整備を目的に、津幡町庁舎整備基金及び津幡町福祉文化施設建設基金を統合し、新たに津幡町公共施設等整備基金を設置する条例を制定するものでございます。

次に、**議案第23号** 津幡町総合交流型宿泊研修施設管理運営基金条例の一部を改正する条例について。

本案は、河合谷宿泊体験交流施設河愛の里キンシュレの管理運営を基金条例の目的に加え、基金の名称を変更するとともに用語の整理を行うものでございます。

次に、**議案第24号** 津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、し尿及び生活排水の水洗化の普及促進を図るため、令和3年度末までの特例規定である、合併浄化槽設置者の下水道への接続工事に対する助成金上乘せ制度の適用期間を令和5年度末まで2年間延長する改正を行うものでございます。

次に、**議案第25号** 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本案は、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割の2分の1を減額する改正並びに引用条項及び用語の整理を行うものでございます。

次に、**議案第26号** 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、認知症の定義について引用条項の改正を行うものでございます。

次に、**議案第27号** 津幡町健康福祉基金条例について。

本案は、健康及び福祉事業の推進並びに基金の効率的な運用を図るため、津幡町高齢者福祉基金及び津幡町エンゼルプラン基金を統合し、福祉全般を目的とするとともに、新型コロナ対応も含めた健康増進を目的に加え、津幡町健康福祉基金を設置する条例を制定するものでございます。

次に、**議案第28号** 津幡町予防接種健康被害調査委員会条例について。

本案は、町が実施した予防接種により健康被害が発生した場合、またはその疑いがある場合において、適正かつ円滑な処理に資するため、津幡町予防接種健康被害調査委員会を設置する条例を制定するものでございます。

次に、**議案第29号** 津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規程または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するなどの改正を行うものでございます。

次に、**議案第30号**から**34号**までは、辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。それぞれの辺地区域で事業の追加や事業年度の変更による削除、事業費の増減などにより変更するものでございます。

次に、**議案第35号** 町道路線の認定について。

本案は、開発行為等に伴い、町道路線の認定をお願いするもので、津幡ホ138番39地先を起点とし、津幡ホ138番24地先を終点とする道路を町道津幡101号線とするほか、4路線について、道路法第8条第2項の規定により、それぞれ町道に認定編入するものでございます。

以上、本3月会議に御提案を申し上げた全議案の概要を、御説明申し上げたところでございます。各常任委員会におきまして、関係部課長が詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○角井外喜雄議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○角井外喜雄議長 ただいま議題となっております議案第3号から議案第35号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<散 会>

○角井外喜雄議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時17分

令和4年3月7日（月）

○出席議員（16名）

議長	角井 外喜雄	副議長	八十嶋 孝 司
1 番	小 町 実	2 番	森 川 章
3 番	竹 内 竜 也	5 番	西 村 稔
6 番	荒 井 克	7 番	森 山 時 夫
9 番	酒 井 義 光	10 番	塩 谷 道 子
11 番	多 賀 吉 一	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	吉 田 二 郎	総 務 課 長	酒 井 英 志
財 政 課 長	納 口 達 也	監 理 課 長	松 村 信 博
町民生活部長	中 村 豊	生活環境課長	中 嶋 徹 郎
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福 祉 課 長	長 陽 子
子育て支援課長	山 嶋 克 幸	産 業 建 設 部 長	吉 岡 洋
都市建設課長	本 多 克 則	産 業 振 興 課 長	本 多 延 吉
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 崎 勉	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	吉 本 良 二	教 育 総 務 課 長	山 崎 明 人
生涯教育課長	宮 崎 寿	河 北 中 央 病 院 事 務 長 兼 事 務 課 長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局長補佐	山 本 慎 太 郎
総務課統括課長補佐	田 中 圭	財政課係長	掃 部 富 雄
監理課主査	山 本 匡 教	企画課主事	長 谷 川 直 人

○議事日程（第2号）

令和4年3月7日（月）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

○角井外喜雄議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○角井外喜雄議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○角井外喜雄議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承願います。

<諸般の報告>

○角井外喜雄議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりであります。御了承を願います。

<町政一般質問>

○角井外喜雄議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるよう、的確な質問をお願いします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 4番、八十嶋です。

今回、トップバッターとして2点だけ質問させていただきます。

その前に今回、吉本教育部長におかれましては、今年度いっばいで退職されると聞いております。私どもにとっては、議会事務局長としてさまざまな点から大変わがまを申し上げ、お世話になりました。感謝しております。今後も退職されましても、御健康に留意され、私どもに大所高所から御意見を賜りたいと思います。どうか第二の人生に幸あれとお祈りしております。ありがとうございました。

それから、知事選挙もまた始まります。私個人としてはいろいろな人に左右されることなく、真に県民のためになる知事を選考していきたいと思っております。

そういうことで、ただいまから質問させていただきます。

町の人口増及び定住促進策の考えはということでお聞きいたします。矢田町長にお伺いいたします。

先般2月の当初予算内示会において町長は当町において55年ぶりに人口が減少したと話されま

した。当町の人口はこれまで少なからず右肩上がり、そして近年は平行線、いずれはと言わないまでも、ここに来ての人口の減少は町にとってある意味、危機感のあらわれと、私は町長の真意を推測しております。

このような中、町の指針である第5次津幡町総合計画が2016年から2025年までの計画として推進されてきております。

中でも人口の将来像、そして将来ビジョンについては、津幡町まち・ひと・しごと創生戦略を策定し、新しい人の流れをつくる交流創生戦略を、そして、さらには若い世代へは結婚、出産、子育ての希望をかなえ、津幡町を愛し未来を拓くひとを育む人材創生戦略をと基本目標を掲げ、それぞれ予算配分をしています。まさに当町への移住、定住の促進、そして結婚から子育てまでの施策を推し進めているところでもあると思います。

さて、冒頭、私が、町長が人口の減少を話されたのは、昭和40年からの国勢調査以後、順調にプラスで推移していた人口のことであり、今回の令和2年度の国勢調査において残念ながらマイナスに生じたことであると理解しています。

ちなみに、平成27年度の総人口は3万6,968人、今回の令和2年の調査では3万6,957人と、わずかではございますが11人下回ったのが現状であります。

さらに、子供の出生数を津幡町統計書から見ても、平成28年の300人から、ここ5年間は300人を大きく下回っており、令和2年は232人と減少傾向にあります。

私は、これまで当町が取り組んできたさまざまな施策は子育て支援や住宅の取得、そして増改築に対する支援など決して近隣の市町に劣っているとは思いません。むしろ先進的であると思っています。

しかしながら、ここに来ての人口減少、出生数の減少が見られてきたことは、ここに来て、少なからず食いとめていくためにも何かしらの対策を講じていくことが重要であり、私はまさにこの時期に来ていると考えます。さらには若者が住みたい暮らしたいために近隣自治体とは異なる魅力的な施策を短期、あるいは長期的に打ち出すことが、いま重要なことではないかと思えます。

まず、金沢市近郊として利便性の強調は、いの一歩です。土地情報もしっかりです。

加えて、進めてきている来年完成予定の温水プール、計画が進行する星稜大学スポーツキャンパスなどハード面での充実の提供、そして、ソフト面では子育て世代への町独自の優遇策など、ほかがうらやむ材料が少なからずあります。そして、近年や未来への魅力的な津幡町を発信し、若者世代の心をつかみ取ることこそ大切と思えます。

そこでお尋ねいたします。

改めて、当初予算内示会で述べられた人口の減少について、再度、町長に思いをお聞きいたします。

次に、令和4年度津幡町当初予算の内示が公表されましたが、予算からくる出生や、結婚問題、さらには定住促進へと人口増に係るこれらの諸課題に、まずはどのように反映され対策を講じていくのか、当町の人口ビジョンの分析と課題の点からお聞きいたします。

さらには、体制整備としてお聞きいたします。

若者世代には、津幡町に住みたいところをワンクリックすれば津幡町が子育て支援の充実している町であり、子育てがしやすい町であることを積極的に発信できるような、今以上の充実策も必要と考えます。

例えば、県のいしかわ暮らし情報ひろばを検索し、津幡町をクリックすることで、子育て支援、定住促進策など一覧を見ることができます。これらと町のホームページでリンクし、システムを紹介することは、若者世代に津幡町の子育て、定住促進を知るツールとして簡単に知ることもできるようになります。

より関心を持つ情報の発信やシステムの構築も、私は大切なことではないかと考えます。

以上を踏まえ、矢田町長の御見解をお聞きいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の町の人口増及び定住促進策についての御質問にお答えいたします。

初めに、人口の減少についての思い、また、人口増に係る出生・結婚問題・定住促進などの諸課題に対してどのように予算に反映し、対策を講じていくのかについてお答えいたします。

昨年11月に令和2年国勢調査の確定値が公表され、本町の人口が55年ぶりにわずかではあります。減少に転じたことは大きな衝撃でございました。

人口の増加は、本町発展の基本指標の一つであり、その人口が減少していることに対しましては、大きな危機感を抱いております。引き続き、人口の動向を注視するとともに、人口増加対策に全力を挙げる所存でございます。

その施策を具体的に申し上げてまいります。

初めに、令和2年2月に改訂しました津幡町人口ビジョンによりますと、本町では、進学や就職を契機とした15歳から19歳の転出人口が数多くいることがわかります。これを踏まえ、昨年11月に奨学金返還支援補助制度を創設し、町内事業所等に就職し、居住する若年世代の定住を後押ししております。

次に、新婚夫婦を支援する結婚新生活支援事業補助金におきましては、従来の住宅取得や引越費用などへの補助に加え、取得した住宅のリフォームに関する費用も補助対象に追加することといたしました。また、支払経費の対象期間を延長するなど、対象要件の拡充を行う予定でございます。

子育て支援の分野では、認定こども園等の保育料の軽減措置を拡充いたします。これまで、ゼロ歳児から2歳児の子供で、18歳未満児童を3人以上養育する所得制限内の世帯に対し、第2子目を半額としておりましたが、2人以上を養育する世帯に改め、その所得制限も設けないものいたします。

また、定住促進に関する新たなパンフレットを作成する予定でございます。令和4年度当初予算としての計上はありませんが、今までにない斬新なものをつくりたいことから、現在その内容を具体的かつ詳細に検討しているところでございます。

掲載予定の内容で特に私が注力したいのは、金沢・津幡間の電車や津幡バイパスを利用した自家用車での移動による県都金沢市への通勤・通学時間を図式化・数値化することでございます。

例えば、電車の場合ですと、町内には、現在JR、IR合わせて5つの駅がございますけれども、利用者の最も多い津幡駅から金沢駅まで約12分で到着することができます。自家用車でも役場から金沢駅周辺までの時間は15分から20分程度でございます。

金沢市へ通勤・通学される方で、本町からさらに10分遠ければ、1年間で少なくとも4,800分、実に80時間以上の時間を要することになります。本町からであれば交通費の負担が小さいことに

加え、お金にはかえられない時間の余裕も得られます。生涯で得られる時間は、50年の通勤・通学とした場合で4,000時間ということになります。交通費等も同様に生涯にわたれば非常に大きな金額差となります。

このような本町の強みをキャッチフレーズ化し、目に見える形で掲載することで、他市町にはない優位性を強く訴えていきたいと考えております。

このパンフレットの制作に当たりましては、東京2020オリンピック女子レスリング競技で、姉妹そろって金メダルを獲得した津幡町出身で本町の広報特使でもある川井姉妹に協力をお願いし、その輝かしい功績にあやかって、力強くインパクトのあるものにしたいと考えております。なお、このパンフレットは不動産仲介業者や住宅メーカー等に配布・設置していただくことを想定しており、新しく住まいを求める方へのPRにつなげていきたいと考えております。

続きまして、情報発信の体制整備についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、住宅取得や子育て情報を一度に集めるのには時間と労力を要します。あらゆる有益な情報が入手しやすくなるよう、ホームページへのリンク機能をより活用するとともに、ホームページの構成を見直すなど、体制の構築に努めてまいります。なお、県外の方への定住促進策といたしましては、昨年5月に開設いたしましたSNS、Twitterを活用したいと考えております。

県外の方には、津幡町という名前も知らない・わからないという方もいらっしゃいますが、そのような方に対して、地方移住や田舎暮らし、ワーケーション、金沢市近郊など、移住等に関心を持つ方に対するタグ（キーワード）を用いてPRしていくことを検討しております。また、このTwitterは、ほかのSNSに比べて若年層の利用者が多いため、次世代を担う若者に対しての情報発信ツールとしても期待をしているところでございます。

このほか、令和4年度中にはふるさと納税を扱うポータルサイト数を現在の3つから8つにふやし、魅力ある津幡ブランドを全国に発信しながら、これにあわせてより多くの方に津幡町のよさをPRしてまいります。

定住促進への取り組みは、まちづくりの施策そのものでもありと考えております。本3月会議初日には、令和4年度の当初予算、重点施策について説明させていただきました。そして、もし町民の皆様、次の4年間の負託をいただけましたならば、さらに、私の新たな施策を展開していく準備もできております。そうなれば、改めて議会の皆様にお示しさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 町長選挙も間近に迫る中、町長の改めて人口増、定住促進につながる子育て支援、結婚支援等の政策の思いを、細かい数字を挙げていただきながら、その思いを感じとることができました。

ぜひ、津幡町で子育てをしたいと思っているまちづくり、そしてそういう若者が住みたいというまちづくりにぜひ、もうしばらくでまた町長選挙があるわけですが、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、第2問に移らせていただきます。

石川中央都市圏スポーツ施設の統一料金の進行はということでお尋ねいたします。

これは、吉本部長にお聞きするわけですが、本来事務方でやっていらっしゃるということ

なんですけども、ぜひ吉本部長に最後のという思いでさせていただきました。よろしくお願いいたします。

令和4年1月1日の地方紙に、いしかわ首長座談会が掲載されていました。

この座談会には、石川中央都市圏の4市2町のうち、金沢、かほく、津幡、内灘の各首長が出席し、座談会が開かれたことが載っていました。

この石川中央都市圏を改めて紹介すれば、金沢市を中心として4市2町が形成・連携するもので、人口の減少、少子高齢化社会にあっても活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することが目的となされているとあります。

その中に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上とあります。その基本的取り組みの1つに教育文化スポーツの振興として、公共施設の相互利用、スポーツによる交流の促進など、圏域での教育、文化スポーツ振興に取り組むとあります。

ここまでが、石川中央都市圏での連携協約に基づく推進する取り組みの1つでもあります。

さて、この座談会では、以前に白山市の山田市長からスポーツ施設の料金に対し、地元もそれ以外の住民の方も同じ料金にしたらどうかと提案があったこと、そしてこれを受け、金沢市長からはその席上、早速4市2町の事務方で鋭意、議論を進めてきていること、そして、さらに新年度には一定の方向性を出すことと掲載されていました。

これに出席されました矢田町長を初めとして首長の方全員が、それぞれ思いを話され、越えなければならないハードルはあるものの料金の統一は結束して取り組むことを示したことや、施設の活用についても一緒に考えていくことで一致したとの内容でございました。

そこでお尋ねいたします。

事務方レベルで新年度にも一定の方向性がなされる本件に対し、現在の進行状況をお聞きいたします。また、利用者側から見れば統一料金となればわかりやすいことはございますが、その対象をどこまでとするのかお聞きいたします。

さらに、今後ある程度地元優先であった施設利用が、統一料金になることで他市町の利用者との関連性がどのように検討されているのかもお聞きいたします。

また、施設の運営によっては、公営、民営もあります。例えばこれまで町外の方が2倍となっていた料金設定がなくなり、これが一定となると収益にも影響が出ることが予想されます。

以上、進行状況にあるかと思いますが、他市町のすり合わせも含めて、現在の状況をお聞きいたします。

吉本教育部長にお尋ねいたします。

○角井外喜雄議長 吉本教育部長。

〔吉本良二教育部長 登壇〕

○吉本良二教育部長 御答弁をさせていただく前に、先ほどは八十嶋議員から身に余るねぎらいのお言葉をいただきましたこと、まことに光栄に存じます。長い間務めさせていただきましたのも、議会の皆様方を初め、たくさんの皆様から御指導、御協力をいただいたおかげでございます。本当にありがとうございました。

それでは、答弁を申し上げます。

石川中央都市圏スポーツ施設統一料金の進行はとの御質問にお答えいたします。

令和4年1月1日付け地方紙のいしかわ首長座談会の記事では、石川中央都市圏の圏域住民を

対象としたスポーツ施設の利用料金統一について、新年度にも一定の方向性を出すと掲載されております。

この中で、矢田町長は、地元住民も町外の人も、皆が使えるようであれば問題ない。料金の統一については前向きに考えたいと述べました。また、第2期石川中央都市圏ビジョンにも圏域住民によるスポーツ施設の相互利用を促進するため、令和4年度からの石川中央都市圏住民料金の導入を目指すとあります。

まず、現在の議論の進行状況についてお答えいたします。先ほど申しました地方紙の記事にもありましたように実務者協議として、石川中央都市圏のスポーツ推進連絡会などで料金統一に向けた協議をしております。その中では、体育施設の規模や受益者負担を考慮した各施設の料金体系の違いを踏まえて検討する必要があることなどが整理されました。現状として、各市町における住民以外の利用料金の設定は、住民と区別せずに同額であるもの、住民の1.5倍とするもの、住民の2倍とするものの3とおりがあります。その中間である1.5倍を統一案として検討した場合でも、これまでより負担増となる利用者への対応が課題であることなどの意見が出されております。

こうした状況下で、早急な結論づけは今のところ困難であり、さらに検討を重ねていく必要があるという認識で一致しております。

次に、利用者から見れば統一料金となればわかりやすいが、どこまでを対象とするのかという御質問ですが、現在のところ圏域内の団体・個人の利用者の料金をともに対象として進めております。また、圏域外からの利用者の料金をどうするかについては、別途検討をすることとしております。

最後に、統一料金になることで他市町の利用者との関連性がどのように検討されているかとの御質問ですが、圏域内利用者の料金の取り扱いが統一されると、利用者が同等の施設でより基本料金の安い施設に集中することが懸念されます。地元住民が利用できなくなるような状況は各市町とも同様に望ましくないことから、施設ごとの基本料金の設定についても、見直しを含めて慎重に検討していかなければならないと考えております。

今後もさまざまな課題を想定しながら、石川中央都市圏の協議の場で調整などを行い、住民の利便性の確保と応益性を踏まえた料金設定が両立できるような方向で、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○角井外喜雄議長 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

現在進行中ということで、いろんなハードルが数多くあるかと思います。利用する側も運営する側も有益になることは、それはそれでそう思っていると思うんですけども、今後も慎重に検討していただきながら、真に利用しやすいような料金設定を目指していただきたい、統一料金を目指していただきたいというふうに思います。

最後に、吉本部長に改めて御活躍を御祈念申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、4番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、塩谷です。

私は3点にわたり質問させていただきます。

まず、国保税の子供の均等割を半額にということで、質問させていただきます。

国の措置は、本当に威力があります。

4月から子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割を2分の1に減額することが決まりました。長い間このことを要望していたにもかかわらず実現しませんでした。このたび国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担することが決まりました。

均等割の制度は、国民健康保険にのみある制度で、人頭税のようなもので、子供が1人生まれるたびに課せられる税金です。お金をもうけているわけでもないのに税金をかけるのは至極理不尽な制度です。

今回、国が未就学児の均等割を2分の1にするようにしたことは本当によいことです。制度が一步前進し、子育て世代の負担軽減につながります。そこでさらにもう一步前へ進めようではありませんか。未就学児の均等割を国が2分の1を負担してくれるので、18歳未満の子供の均等割を2分の1、町の費用で減額すればよいのです。

子育て世代の負担軽減を図るといふのなら、それぐらいはするのが当然ではないでしょうか。不公平になるといふのは、2分の1減額した分を他の世帯に上乘せしようとするからで、町の費用から出せば不公平にはなりません。

国が未就学児の均等割の半分を出すと云ったときにこそ、他の子供たちの均等割を半額にすることは意味があることだと思います。

国保に入っている子供たちは、2月28日現在で18歳未満の子供は433人です。理不尽な子供の均等割をなくすことこそ、町のやるべきことではないでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の国民健康保険税の子供の均等割を半額にとの御質問にお答えをいたします。

昨年の津幡町議会3月会議でもお答えいたしました。令和4年度から未就学児に係る均等割を5割軽減し、軽減財源は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1を負担し、交付税措置されることとなりました。本町の国民健康保険には、2月末日現在、18歳未満の方が433人加入しております。そのうち6歳未満の未就学児が99人で、6歳以上18歳未満の方が334人となっております。

なお、全国知事会等では、さらなる子育て世帯の負担軽減に向け、軽減の対象範囲及び割合の拡大を全国一律の制度として導入するよう求めております。

議員からのこの御質問につきましては、過去5回にわたりましてお答えしておりますが、子供の均等割の軽減につきましては、国全体の問題として検討すべきものと考えております。

また、平成30年度から石川県が国民健康保険の財政運営の主体となっており、県内市町で統一的な運営をするのが基本だと思いますので、町単独での均等割の軽減は考えておりません。

なお、現在国では、行政のデジタル化を進めており、その1つとして、市町村の国民健康保険事務の効率化・標準化・コスト削減を図るため、国民健康保険事務処理標準システムの導入を推進しております。

石川県は、令和4年度末までに県内全市町で、国民健康保険事務処理標準システムを導入することとしており、本町は本年1月に導入しております。

仮に、本町が独自に軽減の対象範囲を拡大した場合、軽減分の負担のほか、この標準システムの改修費用として、約2,500万円が必要となることも御承知願いたいと思います。

本町といたしましては、国や県の動向を注視するとともに、子育て世代の負担軽減に向け、国民健康保険の世帯に限らず、子育てをする全ての世帯を対象とした支援の充実を今後も継続してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○角井外喜雄議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 大変残念なお答えでした。子育て世帯の負担を軽くすることができるようになるということなのですが、それができなくなるということは、本当に残念なことです。他の自治体では町で負担しているところもありますので、そういうことができればいいなと思っています。またこれからも続けたいと思います。

よろしく申し上げます。

では、2番目の質問に入ります。

就学援助の学校給食費助成を100%にということで、御質問いたします。

就学援助の学校給食助成を80%にさせていただきましたが、全額助成していないのは4自治体にすぎません。津幡町はその中でも最も低く、能登町88%、七尾市85%の次で、内灘町とともに80%です。

同じ質問をしたのは2019年12月会議でしたが、そのときは全額助成していない自治体は6自治体でした。それが2年たったら2自治体減って4自治体になっています。

同じ石川県に住んでいるのに、就学援助の学校給食費に差があるというのは悲しいことです。

前回この質問をしたときに、津幡町は自校方式の給食なので金額は同じくらいに出しているというようなことを言われましたが、金額の差ではなく給食費の何%かということが重要なのではないのでしょうか。そして、19自治体の中で15自治体は全額助成されているということです。

津幡町の就学援助の中で、学校給食費は全額助成をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

教育長にお尋ねいたします。

○角井外喜雄議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 就学援助の学校給食費助成を100%にとの御質問にお答えいたします。

現在、本町では、津幡町就学援助規則に基づき、経済的な理由により児童生徒の就学が困難と認められる保護者に対し、学用品費や学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費、学校からの治療勧告のあった医療費などにつきまして、一定額の援助を行っております。

就学援助の学校給食費分につきましては、令和2年6月会議での荒井議員の御質問に町長が答弁された後、令和2年10月より助成額を保護者からの集金額の約80%相当額に増額し、小学生で年間4万8,000円、中学生で5万4,400円の助成を行っております。

また、同時期より町立小中学校と特別支援学校に在籍する児童生徒を3人以上有する多子世帯の保護者に対し、低学齢の2人を除いた高学齢の児童生徒分の学校給食費を対象として全額助成しております。

就学援助制度において、学校給食費を100%助成することにつきましては、現在のところ実施予定はございませんが、引き続き学校給食費を含め、学用品費等の助成について、調査検討し、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

今後も、保護者の教育費負担の軽減に向けた取り組みを多方面から進めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○角井外喜雄議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 状況が改善されないということは大変残念なことです。

19自治体の中で、既に15自治体は100%助成されているのに、津幡町はまだ80%のままだということは、悲しいことです。改善されるまで、また訴えたいと思ひます。

3番目の質問に入ります。

各小中学校のトイレに生理用品をとということで御質問いたします。

ここしばらくの間、生理の貧困が問題となり、生理用品が買えない家庭があったり、代用品を使っているという報告もあつたりしました。そこで各学校で生理用品をトイレに置くことが取り組まれてきました。津幡町でも学校に置くことができているようですが、それをトイレに置くということには躊躇があるようで、各学校で検討するようにしておられるようです。

津幡町では、トイレに置くには衛生面や安全性など配慮すべきこともあると考えられているようですが、トイレの個室に袋に入れて下げておけば問題はないかと思ひます。

生理用品は1個ずつ袋に入れてありますし、衛生面で問題があるようには思いません。安全性はトイレに置く前にその重要性を話しておけば別に問題はないのではないのでしょうか。

生理の貧困で最も対応が急がれるのは、生理が始まったばかりの女の子たちです。彼女たちは声を上げづらいでしょうから、トイレの個室に袋に入れて下げておけばそれだけで安心なのではないのでしょうか。

こんなことを言わずとも、もう既にそうしていますと言われるかもしれません。それならほつとしますが、もしまだのようでしたら、ぜひお考えいただきますようお願いいたします。

教育長にお尋ねいたします。

○角井外喜雄議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 各小中学校のトイレに生理用品をとの御質問にお答えいたします。

令和3年6月会議で、議員から同様の御質問があり、その際には、学校のトイレに生理用品を置くことについては、衛生面や安全面など配慮すべきこともあると考え、各学校で検討するよう指示するとお答えいたしました。

その後、各学校で、それぞれの学校の児童生徒の状況を十分に把握した上で、生理用品を保健室ではなくトイレに置くことの必要性について検討した結果、現時点では全ての学校でこれまでどおり保健室に置いて対応するほうがよいという判断になっております。

学校では、児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、児童生徒の心身の状態や家庭状況の把握に努めておりますが、保健室はそのための重要な役割を担っております。困り感のある児童生

徒が保健室を訪れることで、個々へのより適切な支援や対応が可能になるとの学校現場の考えだと、私は捉えております。

このような学校現場の意見を踏まえ、本町の小中学校では、引き続き、町予算で購入した生理用品を保健室に置き、学校生活上、必要になった児童生徒には、保健室で個別に無償提供するとともに、必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 各学校に任せるというのでは、今のままの状態ということですか。つまり保健室で生理用品を預かっているという状態です。そうすると女の子たちは、自由に何の問題もなしに使えるということではできないので、不便ではないでしょうか。説明してトイレに置けば、何の問題もないと思うのですが残念です。でも、学校で検討されて今の状態にするというのであれば、それはそれで仕方がないのかなと思います。また各学校で話し合ってもらえればいいかなとも思います。

これで、私からの質問を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、10番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 5番、西村 稔です。

令和3年度最後の質問を2項目にわたりさせていただきます。

この質問の後には、町長選挙を控え、矢田町長の12年間の締めくくりでもあるので、質問いたします。

第1問目は、消防長にお尋ねいたします。

防火に対して、防災に対して、救急搬送に対してどのような方針と対策訓練を行っているのかについて質問いたします。

火災に関して、令和4年になって井上の荘で1件痛ましい事故がありました。迅速な消火活動で延焼もなく1室のみの火災と聞いております。

日ごろより消火器や感知器の設置、燃焼機器の講習会、危険物の点検等、ありとあらゆる点検や予防に関する講習会、また各分団と協議等努力している成果と思われまます。

ことしに入ってから2月16日までの救急搬送は140件と聞いております。

山間部でひとり暮らしの81歳の御婦人から感謝のお電話がありました。

内容は、1月24日の晩、急に心臓が苦しくなり電話機までやっとの思いで行き、119番したのですが、自分の名前と住所を言うのがやっとなったということです。

病状等を聞かれましたが、答えることもできなかったということです。

山間部の積雪も80センチメートルほどありましたが、きれいに除雪もしてあり、救急車も問題なくスムーズに行けるようになっていたおかげで、すぐに救急車が来てくれて病院へ搬送していただき、一命を取りとめることができたということです。

皆さんのおかげで、また生きることができた、ありがとう、ありがとう、皆さんにお礼を言ってほしいとのことでした。振り返るに、私も役場の機能こそ町民にとって、一番頼りになるところと改めて認識いたしました。

町民一人一人が温かい心を持って接することの大切さを改めて感じました。感謝申し上げます。

先ほど、八十嶋議員が述べたように 中央都市圏という聞きなれない言葉があったかと思いますが、金沢市を中心に4市2町の協定のことであります。また、金沢市、津幡町、内灘、かほく市、2市2町の協定もあり、行政の効率化を図っております。

ところで、高層ビルのはしご車も廃止され、金沢市と応援協定が結ばれ、まさかのときに津幡町に金沢市のはしご車が来て消火してくれるということです。

実際に、廃止されてから何度訓練をいつどのような形でなされたか。

また、津幡、内灘、かほく市、金沢市と連携して通信指令事務協議会も立ち上げられたということなんですけど、何年に立ち上げ、実際どのような効果があったかについて、消防長にお尋ねいたします。

○角井外喜雄議長 松本消防長。

〔松本聖史消防長 登壇〕

○松本聖史消防長 西村議員の高層建物の消火対策は万全かとの御質問にお答えいたします。

まず、訓練をいつどのような形でされたかでございますが、平成29年12月に金沢市消防局駅西消防署はしご車隊が津幡駅前のマンションで現地踏査訓練を実施しました。令和2年9月には県消防学校において津幡消防署と駅西消防署が合同で高層建物火災を想定した連携訓練を実施しております。ほかにも、令和3年9月には、救急連携訓練を実施するなど、近隣市町との合同訓練を昨年4月から本年2月末までに5回実施し、高層建物火災のみならず各種災害への対応強化を図っているところです。

次に、通信指令事務協議会を何年に立ち上げ、実際にどのような利点があったかでございますが、2市2町消防通信指令事務協議会につきましては、平成19年1月に調印式を行い、平成20年4月1日から共同運用を開始したものです。

これにより、通信機器などの整備に係る経費負担の軽減を初め、大規模災害時の迅速対応や自然災害などにおける被害状況の情報共有を図ることができました。さらには、道路通行止め、水道断水、病院情報などをリアルタイムでデータ管理することにより、コロナ禍における救急搬送対応も図られ、適切な119番受付体制を確立することができ、迅速な出動体制をとることができました。

さきに御報告させていただいておりますが、昨年度から、石川中央都市圏の5消防本部・局による消防の連携協力が本格的にスタートしております。連携協力の基本方針である災害対応能力の強化、施設・設備の効果的な導入、人材育成の充実の3項目を柱とし、連携協力推進会議を立ち上げ、各部会による検討会を実施しているところです。

今後も防火、防災、救急搬送を初め、多種多様化・複雑化する災害に対し、この石川中央都市圏の消防連携協力を進め、適切な消防業務を遂行していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 今、松本消防長からの答弁がありました。本当に5回も訓練されて、一生懸命頑張っている。また、金沢市を中心とした中央都市圏と協力し合って、コストの効率化も図り、協議を重ねていくということ聞きまして、本当に安心している次第でございます。今後とも町民のために一生懸命頑張ってくださいことを御祈念申し上げます。

それでは、2問目について質問させていただきます。

吉本教育部長に、今後さらにどのように学校教育や生涯教育について受け継いでいくことがよいかについてお尋ねいたします。

吉本部長は、役場の職員になられたときは、教育関係に奉職され、企業局、議会事務局、税務課長や会計管理者と最後の2年間は教育部長として42年間にわたり奉職され、3月末日をもって退任されるに当たり、感慨深いものがあると思います。

御苦労さまとねぎらいをいたします。

退職後も町のために大所高所から御尽力いただくよう、お願いいたします。

教育部長になられてからは、コロナウイルスによって、今まで考えもしなかったことが世界中に広がり、石川県もまん延防止策や、ワクチン接種、落ち込みのすごい飲食・運送業等の経済効果対策に国の方針を聞きながら対応を迫られました。いつ収束するかも不明であります。

ここに至っては、小中学生や保育園児と低年齢層に広がりを見せております。教育委員会としてもまん延防止のため、臨時一斉休校などの課題があると思います。

石川県内のある市では、午前9時30分に教育委員会の発令により学校が父兄宛てに一斉メールをして10時に一斉下校させた事例があり、家に誰もいない子供たちが右往左往して行き場がなかった子供たちがたくさん出た事例があったということです。津幡町はそういったことはありませんでした。

子供たちの安全安心を守らなければならないのに、危険にさらす事例がありました。

このように、今まで経験したことがないことと、病気を起こす細菌なため、いつ収束するかも全く不明です。

密を避けるためいろんな行事や文化活動が中止され、今まで守ってきた事柄がほとんど中止になっております。ますます人間の孤立化も進み、どのように対策をすればよいか暗中模索であります。人間生活は津幡町民として役場がいかに重要な役割をしているかを痛感いたしました。ゆえに一丸となって努力していただきたいものです。

上からの命令、指示であっても抜けている点があれば正していかねばならないと思います。

学校教育はもちろんのこと、生涯教育課も設けて人生幾つになっても勉強して、社会参加することの役割も役場が担っております。

そこで、吉本部長に今後進めなければならないこと、やり残したこと、やってよかった実績等、簡単に答弁していただくようお願いいたします。

○角井外喜雄議長 吉本教育部長。

〔吉本良二教育部長 登壇〕

○吉本良二教育部長 さらなる町民の教育活動はどのように進めたらよいかとの御質問にお答えいたします。

町教育委員会では、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に進める基盤として、平成26年に、津幡町教育振興基本計画を10年計画で策定しております。また、令和2年1月にも、計画の中間見直しとあわせて、教育改革等の状況も踏まえた改訂を行っております。

この計画では、ふるさとつばたを愛し、未来を拓く心豊かな人づくりを基本理念とし、4つのめざす町の教育像と7つの基本目標を示しております。さらに、毎年度、津幡町教育方針を策定し、基本目標ごとの重点施策を見定め、学校教育、生涯教育などの活動全般において取り組むべき指針といたしております。まずは、こうした取り組みを受け継ぎながら、時代に対応した施策

を進めていくことが重要であると考えております。

次に、やり残したことなどについてですが、御質問の中にもありますように、新型コロナウイルス感染症の影響で、ここ2年余りの間は、感染症防止のための緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出される中、町民の皆様におかれては、生活環境全般が大きく変化をいたしました。

教育環境におきましても、一昨年 of 全国的な学校の一斉休業に始まり、その後も町で計画いたしました事業や伝統ある行事などの多くが中止を余儀なくされましたことは、開催を期待されていた方々がたくさんおられたことを考えれば、大変残念に思っております。また、その一方で、感染症対策を十分に講じた新たな形やオンラインなどを活用して実施できた事業もありましたので、そうした点は、これからの事業の取り組みにつなげていけるのではないかと考えております。

今後、一日も早いコロナ禍の収束を願うとともに、学校教育並びに生涯教育やスポーツなどを通じ、子供から高齢者まで全ての方々が、心豊かに学びの活動ができることを心から願いまして、答弁とさせていただきます。

○角井外喜雄議長 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 吉本部長、ありがとうございました。

今、何回も町民が心豊かに過ごせる町ということを繰り返していただきまして、本当にそのことが大事だなと、私らも一生懸命、今後それに向かって頑張っていきたいと思っております。

どうも御苦労さまでした。

これをもって、私の質問を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、5番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、議場内の換気のために休憩いたします。午前11時15分から再開いたします。

〔休憩〕 午前11時07分

〔再開〕 午前11時15分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

2番 森川 章議員。

〔2番 森川 章議員 登壇〕

○2番 森川 章議員 議席番号2番、森川 章です。

本日は、5点の質問をさせていただきます

まず1点目は、GIGAスクール運営支援センター整備事業を進めよということで質問をさせていただきます。

1人1台端末環境による本格的な教育活動が展開されるようになりました。その円滑な運営を進め、また子供たちの学びを保証していくためには、運営面での支援のさらなる強化が求められています。

令和4年度津幡町予算の中でも、ICT支援員などを盛り込むなどしていますが、町独自の予算だけではなく、より安定的な支援を行っていくためには、広域的な支援体制の発展・充実が求められています。今後、GIGAスクール構想を確立し、教育の場で定着していくためには、より安定

的な支援基盤の構築こそが必要になってくると考えます。

学校現場において、ICT支援ができる人材不足やミスマッチの解消などを図るとともに、家庭への持ち帰りのときにおける故障等の運営支援も含め、ICT活用を進めるために運営体制としてGIGAスクール運営支援センター整備事業を進めていく必要性を感じています。

私はときに、教育のICT化を進めていく話をしてきました。GIGAスクール構想も、またネットを活用して海外とのオンライン等、子供たちの学びを、将来の5Gの社会やデジタル活用をしている社会で活用していくために教育を進めていくことこそが重要であり、将来の社会で活躍できる人材の育成が必要であると考えています。

Society5.0社会は、現在の社会から考えると、私たちの生活も考え方も大きく変化をしていきます。子供たちへの教育現場がその変化を見据えた、ICTの活用の充実が、医療、福祉、交通、そして産業のイノベーションとなり社会を豊かにしてくれます。

まずは、GIGAスクール運営支援センター整備事業ですが、文部科学省が令和4年度予算として64億円の新規事業として行う事業であります。

先ほどから話しているGIGAスクール事業の支援として、ICT活用アドバイザーやGIGAスクールサポーター、ICT支援員等の活用に加え、ヘルプデスクの開設及びサポート、ネットワークアセスメント及びサポート対応、休日や夏休み、冬休みなどの長期休暇等のトラブル等、教育現場のICTサポートを広域で行っていくセンターです。

町としても、単独ではなく他の自治体と連携をとりながら、支援センターの運営をし、さまざまなICTサポートを行っていくことができます。

石川中央都市圏等での運営も考えられます。まずはGIGAスクールでの問題点の共有から他の自治体と協議を進めることができれば、今後につながっていくと考えます。

吉田教育長、答弁をよろしく願いいたします。

○角井外喜雄議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 森川議員のGIGAスクール運営支援センター整備事業を進めよとの御質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想による学校内のパソコン及びネットワークの整備は令和3年1月末に完了し、3月末には高速光回線の整備も終えております。そして、4月より1人1台の学習用端末の運用を本格的に開始し、夏季休業中には、試行的に全児童生徒が端末を家庭に持ち帰って、課題に取り組みました。

また、12月1日からは、家庭での学習用端末の利用時間を、小学生は午前6時から午後9時30分まで、中学生は午前5時から午後11時までとする制限を設けております。これは本町で推進している早寝・早起き・朝ごはんなど基本的な生活習慣を身につけることが、将来の人間形成に大変重要であるとの考えからです。メディアやネット環境の利用に関するルールづくりについては、今後も家庭の協力を得ながらさらに推進していくことが必要だと考えております。

さて、御質問のGIGAスクール運営支援センターは、1人1台端末環境による本格的な教育活動が全国的に展開される中、その円滑な運用を支えることを目的としています。センターが、学校への支援をワンストップで担うことで、より安定的な支援基盤を構築し、ICT活用を推進するための運営支援体制を整備しようとするものです。具体的には、日常的なサポート対応のほか、

休日や長期休業期間等も含めたヘルプデスクの開設、遠隔では解決できない故障対応、各種設定業務、教職員やICT支援人材育成のための研修など、幅広く業務を担います。事業形態は、複数の市町村等が連携してサポートセンター等を開設する連携等実施型での運用を想定しており、より広域性をもってスケールメリットが働く体制整備を可能としています。

本町では、統合型校務支援システムのサポートセンターを、システムを導入した平成31年1月から開設しており、今年度からは、GIGAスクール構想で導入した1人1台の学習用端末のサポートセンターも、単独で委託事業により開設しております。サポートセンターへの問い合わせ件数は、導入当初の4月は32件、5月は22件ありましたが、6月以降は毎月10件前後となっております。

現在は、これらのサポートセンターを、令和4年度も継続して開設するため準備を進めているところです。今後も1人1台端末環境における学校へのサポート体制の充実に努めてまいります。

他の市町等と連携してのサポートセンターの開設につきましては、令和5年度以降に実施できるかどうか調査研究を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 既に運営もしているということでお聞きをしました。業者によってはサポートをしていくよということ、津幡町が1人1台端末を入れた業者との連携の中で、またサポートをしていただいているものだと思います。また、広域での考え方でいくと各業者間のつながりであったりとか、ネットワークのシステムの種類、NTTとかいろんな種類のものであったりとか、またあると思いますが、さまざまなことを国の補助の利率もちょっと違うわけですから、またいろいろと後年度に進めていただければなと思います。よりよい環境のもとまたさらにGIGAスクールが本当に発展的にいろいろなことができるようになっていけばなということを期待をして、次の質問に進ませていただきます。

2点目の質問です。2点目から3点目、4点目と同様系の質問になるんですけども、ちょっと分割して質問をさせていただく形になっています。

まず、2点目は、保育士、保育教諭の確保について質問をさせていただきます。

まず初めに、保育士、保育教諭を質問内では保育士と言わせていただきます。また、町立保育園、こども園を保育園として言わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

町立保育園の保育士不足が言われています。文教生活福祉常任委員会などで報告を受けています。また、新規の保育士採用の募集が行われてもいます。

近年、採用募集は、定年の退職者に対しての人数だけではなく、数名の募集を行っていますが、現状的には保育士不足が解消されず、派遣会社からの保育士派遣をしているとお聞きをしています。

健やかな保育環境の整備として、保育士不足は緊急な課題であり、改善を図っていかねばなりません。また、毎年、保育士の退職者がいるという現状も、何らかの問題があるのではないかと感じています。決して、一身上の都合だけが理由なのか、働きやすい環境であるのか、また職員間の調和なども心配をします。

まず初めに、町立5園の保育士の配置の現状をお聞きしたいと思います。

また、子供の定員に対しての保育士の配置についてもお聞きをしたいと思います。

羽塚健康福祉部長、よろしく願いいたします。

○角井外喜雄議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 保育士・保育教諭の確保についての御質問にお答えいたします。

保育士不足は全国的に生じている問題であり、その原因は、責任が重く業務量が非常に多いことや保育士間や保護者間との人間関係に不安があるなど、さまざまな要因が複合的に絡み合っていることです。それが保育士の現場離職や就職希望の低さにつながり、公立・私立を問わず、保育士不足が生じているといわれています。

このため、町立保育園では、正規保育士の採用上限年齢の引き上げや、会計年度任用職員の任用においては、任用時に就労時間などの条件を本人の希望に合わせるなど、より多くの方に応募していただけるよう配慮をしております。

このほか、業務負担の軽減に向けて、保育事務業務のICT化や、コロナ禍における保育現場の負担軽減を図るために園内消毒を行う用務員の配置や保育補助として特別保育支援員を配置するなどして、保育園の環境改善に取り組んでおります。

御質問の町立5園の保育士の配置の現状につきましては、令和4年2月1日現在で、正規職員、会計年度任用職員及び派遣職員の有資格者で、太白台保育園が20人、中条東保育園、井上保育園及び能瀬保育園が各24人、寺尾保育園が8人で、合計100人を配置しております。

また、定員に対する保育士の配置につきましては、石川県の認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第2項に規定する職員の配置等に関する基準に基づき、施設の利用定員に対する配置基準並びに必要な保育士数をお示しいたしますと、太白台保育園は利用定員125人に対する配置基準数は13人で、常勤換算による実配置数は15.7人です。中条東保育園は利用定員164人に対する配置基準数は16人で、常勤換算による実配置数は20.7人、井上保育園は利用定員200人に対する配置基準数は20.3人で、常勤換算による実配置数は20.7人、能瀬保育園は利用定員130人に対する配置基準数は14人で、常勤換算による実配置数は17.7人、寺尾保育園は利用定員35人に対する配置基準数は5.8人で、常勤換算による実配置数は6.1人の配置となり、全5園において基準を満たしております。

一方で、他の自治体と同様、現在、当町におきましても、保育対象児の低年齢化が進み、低年齢児保育の拡充が急務となっておりますが、保育士の配置割合の高い、低年齢児を数多く受け入れることになると、配置基準数が上昇し、保育士数が不足する事態が生じます。

このような事態を回避するため、引き続き、保育士の負担軽減を図りながら、必要となる保育士数の確保を積極的に進め、その確保に当たっては、新たに、就職フェアや合同説明会等へ参加するなど、保育士確保に向けた幅広い取り組みを、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○角井外喜雄議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 今、示していただきましたので、それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

3点目の質問は、保育士配置の定員数、先ほど羽塚部長のほうからも町の基準というものも示されました、ということで質問させていただきます。

保育士の定員数に関しては、町の方では基準よりもしっかりとした人数を配置しているよということでお聞きをしたのですが、しかし現状的には私が少しお話ししたとおり、派遣会社からの

保育士派遣をしている現状があると、また先ほどの、羽塚部長の話の中で、ゼロ歳児、1歳児、2歳児等の人数がふえると、保育士というのは少ない人数で保育士を1人配置しなくちゃいけないということで、足らなくなる現状もありますよというお話でした。

このことを踏まえまして、まず、国の基準なんですけど、国が示す保育士の配置基準は、4歳児、5歳児に関しては、園児30人に対して1人、3歳児に関しては、20人に対して1人、1歳児、2歳児に関しては、園児6人に対して保育士1人、ゼロ歳児に関しては、園児3人に対して保育士が1人になっています。

この配置基準どおりに配置をすると、子供の安全を守り、また質の高い保育を行うことができるのかということをお心配することと、また、先ほどから津幡町の園の中で、派遣の保育士を配置している、保育士不足になっているんじゃないかという現状を踏まえると、小学校においては35人学級というのが、小学1年生、2年生、3年生で国の基準でいま、実施されております。県独自で令和4年度、4年生で実施をすることになっています。また今後、35人学級の実現というのは、40年ぶりになるんですけど、学級編成の基準を引き下げられるようになっています。

しかし、この4歳児、5歳児の配置の基準というのは、昭和23年から変更されることなく、30人に対して1人という保育士の配置であります。

また、ゼロ歳児から3歳児の保育士配置の基準も、昭和44年から引き下げられることはなく、国の基準はありますが、その基準というのは、子供たちの安全や質の高い保育、保育士の業務改善や軽減が言われる中で、町としてその基準は妥当なものかということで、考えているのかということを感じます。

当町の私立園連絡協議会のほうにちょっとお聞きしましたところ、各法人での考え方はありますが、ある園では、200人の定員に対して子供たちにおいて、配置基準以上の保育士を配置していると、約10名の保育士を基準以上に雇用しているとお話でした。

前の質問でもあったように、町立保育園の保育士不足の現状から考えると、定員の配置以上の保育士を雇用し、子供たちの安全、質の高い保育の実践、そして保育の業務軽減を図り、町の子育て施策の充実が必要であろうと感じています。

また、私立のこども園に関しても、企業努力で保育士を雇用して、質の高い保育を進めているわけですから、国の基準プラス町独自の保育士配置の支給を図っていく必要性も感じています。

その施策こそが、蔓延した保育士不足の改善につながっていくと感じています。

また、子供たちの発達や障害等のさまざまなかかわりが必要になってくる現状もあります。

しかし、この発達障害を少しお持ちのお子様についている保育士、加配の保育士に対してですけども、マンツーマンで保育を行っている現状があっても、半分の支給しかなく、そのことも現状にあわせた改善が必要であろうと感じています。

さらに、近年の保育内食事の現状が、子供たちのアレルギーや宗教的な理由により、個別対応の食事もふえてきています。調理員の基準も昭和23年から変わっていない状況であります。今の国の基準では、調理員の業務負担もふえており、安心安全な食事提供体制の改善も必要であろうと感じています。

幼児教育・保育の無償化が行われるようになり、その背景には保育士の処遇改善が急務だという声も多く、今回の無償化によって保育の質が低下するとも言われています。

また、保育士の離職が進むのではないかととも言われております。当町においてその現状があら

われてきているのではないかと感じています。

この、保育士不足の解消は、急務であり国の基準改善を要望することはもちろんではありますが、町独自でも取り組まなければならないという現状だと感じています。

町としての考えを、矢田町長にお聞きします。

よろしくお願いします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 保育士配置の定員数についての御質問にお答えいたします。

町立保育園の保育士配置基準は、石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第2項に規定する職員の配置等に関する基準により対応しております。本町におきましては、全ての年代でその基準より充実した配置とし、ゆとりのある中で、子供の安全と質の高い、きめ細やかな保育を行っております。配置基準以上に職員の配置を行いますと、ゆとりが生じますので、保育現場の負担が軽減され、さらには、安全で質の高い保育につながってまいります。

一方、私立園におきましては、年齢別配置基準以上の職員配置を行う場合には、子ども・子育て支援新制度における公定価格上の加算措置がされますので手厚い保育が可能となります。このため、御質問にあります、配置基準を約10人上回る保育士を配置している私立園があるとのことでございますけれども、これは公定価格上の各種加算措置が含まれてのことだろうというふうに思います。

同様の配置を公立園が行おうとした場合の経費は、全て一般財源で措置することになりますので、私立園ほど容易に職員配置を行うことができないのが現状でございます。国が保育園の民営化を進めていることが、このような施策にもあらわれているものと思います。

なお、利用人数の少ない町立寺尾保育園以外の町立保育園4園では配置基準を約5人上回る配置を行っております。

また、年齢別配置基準以上の職員配置を行いますと、逆に受け入れする子供の数が減るという現象も起こります。先ほどの質問で健康福祉部長が答弁いたしましたように、本町では、定住促進事業が実を結び、若年世帯がふえ、低年齢保育の拡充が急務となっております。

このような状況を踏まえ、町といたしましては、保育の受け皿の拡大を目指すべく、保育士の確保施策のさらなる強化を図り、まずは、家庭で保育ができない保護者の支援を優先し、低年齢児の受け入れを進め、子育てにやさしい町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国の保育士等の配置基準改善の要望に関しましては、児童福祉施策は全国の自治体が、同一の基準のもと取り組んでいるものでございますので、自治体単位で国に要望するものではないと考えておりますので、今のところ、本町単独での要望は考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○角井外喜雄議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 再質問をちょっとさせてください。

先ほど来、福祉部長も言われました人数に対しての、園の定員数に対しての配置、そして今町長も御答弁になりましたプラスアルファの保育士が配置されているような現状、今お話をさせていただきました。保育園の保育士さんたちに今の現状を聞くと、先ほど福祉部長も言われました、ゼロ歳児が、当初園が年度の切りかえで始まったときに3名くらいがいたと、年度でだんだ

んだんだんふえていって最終的には15名くらいになるんですけど、そうすると最初は1人の保育士の配置でよかったのが、5名の配置をしなくちゃいけないんですね。年度の終わりごろにいくと保育士不足が蔓延をしてきて、派遣のほうから保育士を派遣してもらわなくちゃいけないという現状です。保育園の中では、年長さんを担任している保育士が、人数不足のためにゼロ歳児のほうの保育に回ったりとか、園の中で固定的にその年齢をみれるというような状況になくなっていくというお話を聞くんですね。要は、園の中の様子を聞いていると、保育士不足、本当にその先ほど言われるような働きやすい環境をつくって、保育士の働く時間を、基準をどんどんしていくからもあるのか、年度の終わりごろになると本当に保育士が不足しているという声を聞きます。その現状というのは、ちょっと状況調査をもっとしなくちゃいけないのかもしれませんが、今そういう声があるということに対して、町長の少しお考えを教えてくださいなと思いますけども、よろしいでしょうか。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森川議員の再質問にお答えいたします。

かなり細部のお話でもございますので、申し訳ございませんけども担当部長に答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○角井外喜雄議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 再質問にお答えいたします。

確かに御質問にありましたように、町立保育園では園児数が確定している年度当初は、何とか必要な保育士は確保できております。特に年度途中での園児受け入れに伴う保育士確保は大変厳しい状況が続いております。ただ早急な保育士確保にはやはり派遣職員の活用も有効な方法と考えてはおります。

また、保育士の現状ということに関しましては、先ほども申しましたが、離職や就職希望の低さがありますので、町立保育園では、保育現場の状況をしっかり把握するため、保育園職員に対するアンケートを実施しました。また、担当職員による直接面談も随時行っております。内容はお答えできませんが、これからもこのような分析を行いまして、必要な業務負担の軽減策などを講じて、またしっかり保育士を確保していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 再質問はいたしません。

すごく、雇用の中で採用のあれを出したりだとか、基準を変えたりとか大変工夫をされていて、町のほうでも努力している現状はわかっています。また学生の中でも、保育の学校に行っても保育士にならない方がふえてきているというデータも出ているような中で、保育っていうものが、働きやすい環境で、すごく質のよい保育ができるという、やっぱり学生さんたちの希望に満ちた環境というものが、もっともつつくっていったらあげられれば、すばらしいものだと思いますので、町のほうでもいろいろ今後努力も進めていかなければならないと思っておりますけれども、近隣自治体の状況も聞いていただければなと思います。また、ある自治体では、最初からゼロ歳児が3人じゃなくて、最初から15人になるよっていうことを想定して保育士を配置している、その分も加配で出しているという自治体の例も聞きます。財政的にも大変あれなことだと思いますけ

れども、またいろいろな面で検討していただければなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、4点目の質問に入らせていただきます。

4点目の質問は、この問題に対して、指摘ばかりしていたらちょっとだめだなと思って、私なりの一生懸命提案は何かできないかなと思って考えました。

質のよい保育を提供していくために、研究会の開催を求めるということで質問をさせていただきます。

2点目、3点目の質問に引き続くことになるんですけど、町の保育を町独自で質のよいものを提供していくために何ができるのか、また他の自治体の取り組みなどを私なりに研究をしてきました。

さきの質問の保育士不足の現状や、また女性の社会進出を推進していくべき観点、保育の重要性など、全国的にも同様の問題が多くあり大変難しい現状であります。

その中で、私自身が子育てをしてきて保育園を利用していた時、悩んだことが何点かありました。

私は親と同居していたのではなく、核家族でありました。しかし近所に親がいたので、子育てに関しての悩みはある程度、相談や協力もしてもらえたわけなんです。親も仕事をしていたこともあり、保育園を長時間利用していました。子供の保育を保育園なしでは、考えられない生活環境でありました。

子育ての悩みやさまざまな初めて感じる問題など、親として立派でなければならぬと感じながらも、保育のプロと言われる保育園の園長先生たちに相談をしながら、子育てをしていたように思います。

そして、小学校、中学校と子供が成長していき、PTA活動や地域の子供会の活動やスポーツクラブなどの活動で、同じ世代の親と相談などができるコミュニケーションがふえていき、いろいろ相談していくことで子育てをしてきたと思っています。

保育園時には、コミュニケーションをとれる機会が正直あまりなかったと今振り返ります。

保育園には、保護者会がありますが、かかわりが小中学校時代のPTAに比べると圧倒的に少なく、子育ての悩みを話し合うまでにはいきませんでした。その相談は、保育園の園長先生たちにしていたように思います。

親は、決して完璧ではなく、子育てを悩みながら、子供と接していると思います。また、保育園は保育のプロたちが学びを経て行っている職種ですから、子育ての悩みをうまく指導や助言してあげられると感じています。しかし、近年、親からの強い要望に答えざるを得ない現状や、親の意見を優先し、保育園の方針をうまく伝えられていない、コミュニケーション不足があるように感じています。

私が、保育、子育てのすばらしさを教えていただいた園長先生は、保護者に向けて、親はもっとしっかりしなさい、子供から絶対目を離してはいけない、子供たちを見なさいと強く叱咤をしました。今の時代では、強い園長先生というものは少しあまり考えられなくなっているようにも感じますが、親が親として成長していくためには、さまざまなことをこの保育園、園長先生から教えていただくことができました。

親は、親として成長をしていかなければなりません。親業の学びも必要になります。学ぶから

こそ、子供たちも向き合っていけると思っています。

また、将来の保育士になるべく、保育の幼児教育を学んでいる学生さんたちにも学びの経験をふやしていくことが必要であると感じています。

保育士を確保できている保育園を見ると、園の園長先生や理事長先生などが、学生たちに学校とうまく関係を構築しているように感じます。

臨時講師として授業を行ったり、園の行事などに学生さんたちを招き入れるなど、さまざまな形のかかわりの中で、学生さんたちとのコミュニケーションをふやしているように思います。

親、保育園、学生、子の方々がうまくコミュニケーションとれることこそが、よりよい保育の環境を生むのではないかと感じました。

P T Aでは、町の研究大会や、単Pでのコミュニケーションがあります。

私は、町立保育園の園長会に、私立6園の園長とともに会議を持っていただけないかということ提言をしたことがあります。いま、その会が行われているように聞いていますが、さらなるコミュニケーションをふやしていくことこそが、津幡町の保育はすばらしいと、町への定住促進につながっていくものと感じています。

ここで提案させていただきたいのは、まずは町P T Aの大会のような研究大会、講習会を親、保育士、学生が集まり、行ってみたいかがでしょうかということです。

まずは、その場に集い、保育、幼児教育を考えていくことから始めて、よりよい保育の提供につながっていくと感じています。

講師は、あくまでも例えなんですけど、子育てのテレビで活躍している、テレビ番組の歌のお兄さんであったりとか、絵本作家さんなど有名な方をお呼びすれば、経費は少しかかるとは思いますけど、よりよい保育の質の提供につながっていくものとも感じています。

津幡町の保育は質が高く保育にかかわる方がコミュニケーションがとれていて、子供たちを第一に考えて、すばらしい保育を実践している。そして、学生さんたちも働きたいと思えるような保育園であると思ってもらえる。そのことが、私は大事だと思っています。

町の考えを、矢田町長よろしくお願ひいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 質の高い保育を提供していくために、研究会の開催を求めるとの御質問にお答えいたします。

森川議員が言われますように、保護者が安心して子供を預けられる保育園として、保育の質の高さは、保育に直結する重要なことだと認識しております。

本町では、町立保育園職員が保育の質を高められるよう石川県社会福祉協議会及び石川県保育士会、町立保育園職員会や各園などで開催されるさまざまな研修や講習会に参加いたしております。

現在は、科学する心を育むをテーマに、子供の発見や気づきなどの子供の心の動きを見逃さず、子供の育ちにつながる援助のあり方の研修を重ね、学び合い、毎日の保育を積み重ねて保育の質の向上につなげております。

また、子供の成長や子育ての楽しさを感じてもらうため、保護者には、その活動や子供の様子を伝え、保護者も一緒になった取り組みに努めております。

保護者は、子育てに悩みながら子供に接しているのが実情であり、保護者一人一人へのかかわりは異なります。また、職員もよりよいかかわりができるよう思い悩み、そして日々研さんしながら保育を行っております。

コロナ禍の中ですが、保護者とコミュニケーションがとれるよう心がけており、保護者の悩みに気付いたときには、できるだけ対面で会話をしているとも聞いております。

P T Aのような研究大会、講習会を行ってみてはとのことですが、さきに述べたように既にさまざまな学びの場があり、それに参加していることから、現在のところ、議員の提案については考えておりません。

しかしながら、町立保育園職員会の主催で、私立こども園職員にもお声かけし参加いただいた研修会も開催したこともあって聞いております。このように、今後も保育の質の向上のため、保育現場が必要とする職員の学びの機会の確保について、町としてもしっかり支えていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後1時から一般質問を再開いたします。

〔休憩〕 午前11時59分

〔再開〕 午後1時00分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

2番 森川 章議員。

○2番 森川 章議員 先ほどの答弁ありがとうございました。

やはりコミュニケーションをふやしていかなくちゃいけないということを強く思っております。やはり核家族化が進んでいるということは、子育てをしている環境の中でも、おじいちゃん、おばあちゃんとかにいろいろ習ってきたりしてきたものが、今核家族が当たり前になってきた中で、やはり人口的にでもコミュニケーションをしていく環境が整っていければな、また、それがいい子育て環境につながっていくと思っておりますので、どうぞまた努力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、最後の5点目の質問に入らせていただきます。

5点目の質問は、リサイクル回収への改善を図れということで質問をさせていただきます。

リサイクル資源として回収している容器包装プラスチックですけれども、地域の回収場所で月に一度行われています。また、町では役場横にRecoとして常時回収を行っています。

地域の回収場所で2月の回収日に町民の方から容器包装プラスチックが風で飛ばされているということが連絡がありました。

現状を確認して、地域の回収場所を何カ所か回ってみますと、容器包装プラスチック、いわゆる食品トレーみたいなものなんですけれども、こちらのほうが回収箱にふたがあっても周りに散乱している現状で、付近の住宅まで飛び散っている現状でありました。

ペットボトルやアルミ缶などはある程度の重みもあるので散乱することはなく回収箱に入っていました。ごみやリサイクル資源に関してはさまざまな考え方があり、いろいろな町としてもサービスとして行っているわけなんですけれども、今後出す側の責任ということも考えながら、各自治体において回収方法や回収回数など、リサイクル資源の種類等々も含め、いろいろ今後さま

ざまな状況であります。

今回質問をしたのは、この問題の改善点だけにこだわったものではなく、根本的にリサイクル資源回収について考えることが必要かなというふうに感じました。また、他の自治体の取り組みも調査すべきと考えました。

しかし実を言うと、今議会で私はこの質問をしたんですけれども、この問題を考える中で、私自身、調査、研究を、いつも質問する前に、いろいろ調べたりするんですけれども、不十分であったと自分自身反省をしております。リサイクル回収はごみの回収など、問題は、いわゆる町だけが責任を持っていろいろしていくだけではないのかなと感じましたし、また出す側とか区が、リサイクル回収をしていると思いますが、こちらのほうでもいろいろ考えていかななくてはならないことなのかなとも感じました。

実を言うと3月の回収の時に、町内の30カ所ぐらい、いろいろ回収場所を回らせてもらおうと、回収日前の2日前に、回収箱が設置されているところや、朝にちゃんと回収箱を出して誰かが見張りでちゃんと見ているところ、マナーと分別と本当にいろいろさまざまだったんです。この問題って、町にどうにかしてくれということでもないのかなというふうに、少し自分自身反省をしまして、いろいろ質問の趣旨がどこにあるのかというのが、ちょっと見えなくなっている現状なんですけれども、町としてリサイクルの、今後ですね、いろいろなことで考えていかなくちゃいけないと思うんですけど、町の考えを聞かせていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 リサイクル回収への改善といえますか、その方策についての御質問にお答えいたします。

リサイクルにつきましては、資源の有効活用、焼却に伴う有害物質の排出抑制、省エネルギー、地球温暖化防止などさまざまな意義のある行動で、本町におきましては容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、容器包装プラスチックのリサイクルを平成18年から始めております。現在は、各地区に設置した172カ所の指定場所で月1回の計画収集及び常設資源回収施設つばたRecoでの24時間回収を実施いたしております。

収集量を見ますと、いずれの場所におきましても容器包装プラスチックの量は年々ふえ続けており、特につばたRecoでは、平成29年度には約66トンであったものが、令和2年度には約80トンと20%以上ふえております。このことは、コロナ禍であることも影響しているとは思いますが、それ以上に、町民の皆様の高いリサイクル意識のあらわれであると思っております。

反面、森川議員の御意見のとおり、リサイクルにかかる経費については増加しており、さらに本年4月から施行されるプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、歯ブラシやクシなど製品プラスチックのリサイクルにも取り組んでいくことが努力義務となるため、その経費についてはさらに大きくなると思われま。

より効率的な収集方法や、収集場所・回数などを検討し、リサイクルによる経費の圧縮に努めてまいります。

しかしながら、根本的には、ごみ量・リサイクル量を減らすことがより重要と考えておりますので、今後は環境配慮・廃棄物対策に対する重要な3つのR、リデュース・リユース・リサイクル

ルのうち、ごみを減らすリデュースと、繰り返し使うリユースの実践を、特に推進していきたいと考えているところでございます。

今後も、町民の皆様の意識高揚を図るため、町広報紙やホームページなどで啓発し、循環型社会の形成に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○角井外喜雄議長 森川議員。

○2番 森川 章議員 ありがとうございます。

この問題は、私も質問の中で言いましたが、本当に町だけがやることではなく、その地域の町民の皆さんや、また区のほうでもいろいろ考えていかなくちやいけないことなのかなというふうに感じました。やはりごみにかかっている経費を考えますと、やっぱり皆さんで御協力しながら、よりよい形を見出していければなと思います。

これで、私の5問の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○角井外喜雄議長 以上で、2番 森川 章議員の一般質問を終わります。

次に、1番 小町 実議員。

〔1番 小町 実議員 登壇〕

○1番 小町 実議員 議席番号1番、小町 実です。

まずは、今年度をもちまして定年退職される吉本教育部長には、津幡町の発展のため御尽力をいただいたことを深く感謝いたします。退職後もいろいろな形で今後とも津幡町のまた一層の御指導のほうを賜りたいと思います。

本日は、学童保育での安心安全の対策について質問いたします。

全国的に高齢者施設、学校関連、保育施設などから家庭へあらゆる年齢層の方にオミクロン株の市中感染が広まっています。私たちの社会活動全体に影響を及ぼし、町内でも昨年末に入り込んだオミクロン株は、あっという間にワクチン未接種でコロナにナイーブな子供たちの間に広がり、多くの方々が平穏な暮らしができなくなってきております。

コロナ禍で放課後児童クラブの重要性も増しています。指導員やスタッフの方への感謝が絶えません。少し暖かくなったところに、みんなが祝福できる入学式でもできればなと思っております。

放課後学童施設は、共働き世帯の子供を放課後や長期休みの間に預かっている施設です。親が安心して働くためにはなくてはならない施設になっています。

コロナ禍で学童保育も新しい生活様式を取り入れて、新しいルールのもとで子供たちと過ごしていると聞いています。

小中学校の同じ教室のクラスメイトや、こども園に通う兄弟姉妹で濃厚接触者など予断を許さない状況にあります。児童はもちろんのこと、施設職員の健康や命を守るために、やはり町内16カ所の学童保育に頼るしかありません。

若い施設職員のために一生の仕事としてやる気が継続するような、さらなる処遇改善をお願いいたします。

また、ハード面では小学校が一斉臨時休業、もしくは感染不安等により登校ができない児童生徒などが、やむを得ず放課後児童クラブに通うことになった場合、Wi-Fi環境の中でパソコンの使用を想定し、授業に参加し、宿題などをすることはできませんか。ネット回線のつながるタブレット端末を利用しオンライン学習ができればと思っています。また、災害時でも利用できるよ

う、放課後児童クラブ施設にWi-Fi設備を考えていますか。

またそれと、施設外部の防犯カメラの設置についてもお尋ねいたします。全国的には子供が事件に巻き込まれるケースが後を絶たない状況が続いております。防犯カメラの映像が事件解決につながるケースも多数あります。

放課後児童クラブは小学校の近くにあり、複数の児童が集まり、外部の不審者から子供を守るセキュリティツールとして活用してほしいです。

全国的にも多くの自治体が放課後学童保育施設や通学路に防犯カメラ設置に取り組んでおります。改めて町として施設に防犯カメラ設置の考えや取り組みはありますか、お尋ねいたします。

子供たちの安心安全な環境をつくるために、また定住促進の取り組みにも重要な項目だと考えます。設置に向けて取り組んでいただきたいと思います。

子育て支援課、山嶋課長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○角井外喜雄議長 山嶋子育て支援課長。

〔山嶋克幸子育て支援課長 登壇〕

○山嶋克幸子育て支援課長 小町議員の学童保育の安心安全の対策についての御質問にお答えします。

まず、放課後児童クラブ職員に対する処遇改善については、放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施しております。上限額はありますが、平成25年度の賃金に対して改善が行われた額を対象とした処遇改善事業となります。

また、今年度からは、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業も開始いたしました。本事業は、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善を行うものでございます。

さらに国の補正予算を受け、月額9,000円程度収入を引き上げることを目的とした放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を実施すべく、本3月会議に補正予算を計上させていただいております。

次に、Wi-Fi整備については、現在、本町の放課後児童クラブでは、全16クラブ中、11クラブにWi-Fi環境が整備されております。5クラブは未整備となりますが、1つの小学校区内に1つ以上のクラブでWi-Fi環境が整備されており、町内で放課後児童クラブの校区単位で見れば、全ての校区に整備されている状況です。

その主な用途は、クラブと役場間における通信や、保護者へのメール配信を初め、最近では、コロナ禍におけるリモート会議や研修への出席などの事務用途となっており、現在のところ不都合は生じておりません。

児童生徒がクラブでパソコンやタブレット端末を利用することにつきましては、クラブの規模によっては、ルーターの同時接続数を超過してしまうことによる速度低下や、充電用コンセントの不足といった課題や、学校の使用方針とも整合する必要があることから、今すぐの整備は考えてはおりません。

将来的に必要なときが来れば、放課後児童クラブのWi-Fi利用環境の整備について考えてまいりたいと思います。

最後に、防犯カメラの設置です。放課後児童クラブは児童によって通所時間の違いや保護者の出入りが頻繁にあることから、普段から施錠をすることが難しい施設でございます。そのため、

十分な不審者対策・安全対策が必要であると考えており、全施設に非常通報装置を備え、迅速に警察との連絡がとれる体制を整えております。そのほか、町教育委員会から提供される不審者情報の共有、施設における不審者対応訓練を実施するなど、避難及び通報を基本とした対処を想定しております。

防犯カメラは、設置による抑止力が期待され、リアルタイムで監視を行うことによって最大の力を発揮する設備であると考えますが、設置に向けては、監視の有無や録画した映像の管理等、検討すべき課題が多くあります。子供たちの安心安全な環境づくりのため、何が必要なのか検討してまいりたいと思っております。

○角井外喜雄議長 小町 実議員。

○1番 小町 実議員 処遇改善につきましていろいろ対策を取られているということで、安心しました。月額9,000円程度からといういろんな話もありましたけれども、今の子供たちが大きくなったら、現状でも結構ですし、将来つきたい職業のベスト3に入っていただければと思っております。それとあと、防犯カメラに関してはいろんな問題点等々があると思うんですけども、学童の施設内にもWi-Fiの環境があるようです。いま、本当に数万円、簡単な金額で言うと1万円程度からの簡単なカメラが設置できるような状況でもあるのかなと思うんですけども、また機会があればそういうものも、ダミーでも結構ですし、ちょっとつけていただいて、安心できるような環境をひとつでもつくっていただければなと思っております。

よろしく願いいたします。

続きまして、新庁舎北側駐車場の利便性の向上について、質問をさせていただきます。

令和3年1月に新庁舎と福祉センターが完成し、その後に旧庁舎の解体及び駐車場等の整備工事が行われました。

令和3年10月より新しい駐車場を含む全ての施設の利用が開始されております。

町民の皆様も各種窓口での申請や新型コロナワクチン集団接種、税の申告などさまざまな用途で来庁される機会もふえてきていると思います。

今回は、庁舎駐車場のことで質問させていただきます。

役場庁舎正面駐車場や福祉センター横の付近は、頻繁にほどよく利用されていると思っております。ところが、新庁舎北側、こちらのほうにありますけど、の駐車場は利用頻度が少なく閑散としています。バリアフリー化された庁舎北側入り口より来庁される方が極端に少ないと思います。また、リサイクルエコステーション付近では、回収のトラックが入出庫するたびに騒然とするぐらいの緊張度が増すときもあります。これから暖かくなりコロナ禍であるがゆえに子供たちと中央公園に息抜きに来られる子育て世代の方も数多くふえると思っております。

福祉センター裏側の中央公園入り口付近には、駐車台数にも十分に余裕がありそうですが、子供連れのママさんたちが駐車するのに四苦八苦されているようです。中央公園入り口の付近には、おもいやり専用駐車場などのように利便性を考慮した利用しやすい駐車場を御提案いたします。

また、中央公園側から新庁舎北側の駐車場やリサイクルエコステーション方向に行くときにも、冷やりとすることがたびたびあります。いま一度、通行案内看板や役場敷地内の駐車スペースの有効活用やバリアフリー化が行き届いた北側入り口への周知を考えてはいかがでしょうか。

町職員や町役場公用車の一部を新庁舎北側の職員・時間外入り口付近に移動し、駐車場のレイアウト変更をすれば、敷地内でのスムーズな通行や事故防止と公園来場者などへの有効利用がで

きると思います。そしてさらには、来庁される満足度が向上するのではないのでしょうか。

監理課、松村課長の御答弁をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 松村監理課長。

〔松村信博監理課長 登壇〕

○松村信博監理課長 新庁舎北側駐車場の利便性の向上をとの御質問にお答えいたします。

以前より、役場及び福祉センターでの大人数の会議やイベント開催時にしばしば駐車場不足が生じており、そのため少しでも多く駐車場を確保することが喫緊の課題となっております。

役場新庁舎及び福祉センター整備事業により駐車場の総数は362台となり、整備前と比較して62台増加することができました。増加の内訳は、来庁者用が53台、障害者等駐車場が3台、職員用が6台でございます。

また、来庁者用は白色の区画線で幅を2.3メートルから2.5メートルへ拡幅し、障害者等駐車場は、いしかわ支え合い駐車場として区画線の幅を3.5メートルとすると同時に、路面に車いす表示を施しております。

さらに、リサイクルエコステーションRecoについては、利用者の利便性を考慮し、緑色の区画線で幅を2.3メートルから2.7メートルへ大きく拡幅し、利便性を高めております。

職員用駐車場については、台数の確保に重きを置き、以前と同様、黄色の区画線で幅を2.3メートルにしております。なお、職員については、利用者から月2,000円の駐車料を徴収しております。

さて、福祉センター横の中央公園については、主として近隣に居住する人達の利用を目的に計画された都市公園で、近隣公園という位置づけでございます。しかしながら、車での利用者が多いことも認識しております。

議員の御質問にもありましたが、現在、新型コロナワクチンの集団接種や税の申告などで大変に混雑することもございます。

現在のところ、公園利用者専用の駐車場は考えておりませんが、公園利用者はもとより、駐車場利用者全般に、駐車に際しては十分な注意とマナーが求められているところでございます。

そのため、駐車場内の安全確保については、徐行等の啓発や必要に応じた各種路面表示等を検討してみたいと思います。

なお、北側駐車場については、バリアフリー化し、また一部は歩道屋根も近接した大変に利便性の高い駐車場であります。したがって、来庁者の利便性を第一に考え、町職員や公用車の一部を北側駐車場の職員入り口付近へ移動させる駐車場のレイアウト変更は、現在のところは考えておりません。

今後とも、各種会合の開催案内時に北側駐車場の利用について周知を図り、さらなる利用促進を呼びかけてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上で、答弁を終わります。

○角井外喜雄議長 小町 実議員。

○1番 小町 実議員 どうもありがとうございます。

現状としては、本当に北側駐車場の利用頻度が少ないので、職員の方、それと公用車を上に上げるとい、今のところ考えはないということなんですけども、もっともっと使い勝手がよい駐車場なんで、裏のほうにも、裏というか北側駐車場にもたくさん入って来られて、北側の入り口

から入るのもちょっと不便というか、あれかもしれませんけど、もっともっとPRをすれば、たくさんの方が裏にとめていただいて、満遍よく駐車場が利用できるんじゃないかなと思います。周知のほうをひとつよろしく願いいたします。

質問を終わらせていただきます。

○角井外喜雄議長 以上で、1番 小町 実議員の一般質問を終わります。

次に、13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博です。

質問を始める前に、吉本教育部長、3月いっぱい退職ということで大変におめでとうございます。退職後も、また津幡町の発展のために御尽力をいただければということ、まず冒頭にお話しさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

最初の第1問につきましては、パートナーシップ宣誓制度の導入に向けての考えはということで質問をさせていただきます。パートナーシップ宣誓制度でございます。

金沢市では昨年、金沢市パートナーシップ宣誓制度を開始しています。また、白山市でも昨年12月から開始したとの話を聞いております。

ここで、金沢市パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引きの、はじめにをまず御紹介をさせていただきます。

金沢市では、金沢市人権教育・啓発行動計画に基づき、全ての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現を目標に、計画の推進に取り組んでいます。

その取り組みの一環として、性的マイノリティーの方を初めとした、さまざまな事情によって婚姻の届出をせず、あるいはできない悩みや生きづらさを抱えている市民の方々の思いに寄り添い、二人の関係を尊重するために令和3年7月から金沢市パートナーシップ宣誓制度を開始します。

この制度は、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約した二人が、自分らしく生き生きと生活されることを金沢市が応援するものです。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様、性的マイノリティーの方に対する理解が広がり、多様性を認め合い、人権を尊重し合う社会の実現を目指してまいりますとあります。

本制度のパートナーシップの定義では、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力をし合うことを約した二人の関係のことを言います。

金沢市のパートナーシップ宣誓制度は、同性パートナーに限らず、トランスジェンダー（体の性と心の性が一致しない人）、Xジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識しない人）など、一方または双方が性的マイノリティーの方々が対象であります。性的マイノリティーの方を含むカップルに限らず、現行の婚姻制度を利用していない事実婚の方々も対象となります。

最後に米印として、セクシュアリティについては、新たな用語や定義が生まれる可能性がありますとありました。

金沢市で利用できる行政サービスとしては、1番目として、市営住宅への入居、2番目として

は、金沢市立病院への入院、医療に関する同意、3番目として、消防団員の配偶者等への感謝状の贈呈、4番目として、金沢市職員の休暇制度等（事務所制度）、以上の4点に限られています。

津幡町にあっても、全ての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現を目標にとありますように、津幡町にあってもパートナーシップ宣誓制度の導入に向けた考えを、矢田町長にお伺いいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員のパートナーシップ宣誓制度導入に向けての考えはどの御質問にお答えいたします。

パートナーシップ宣誓制度は、多様な生き方を尊重し、その理解を深めるものであり、全ての人が性別にかかわらず個性を持った一人の人間として自分らしく、生き生きと生活できる社会の実現を目指す制度であると認識しております。

また、LGBTと言われる、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーに代表される、性的マイノリティーの方々も、性別にかかわらず尊重され、悩みや生きづらさを抱えることなく自分らしく安心して生活できることは、非常に重要であると考えております。

パートナーシップ宣誓制度は、法的な効力はありませんが、性的マイノリティーのカップルが互いをパートナーとして誓い合ったことを自治体が認め、証明する制度であり、多様性を認め合い、人権を尊重し合うものでありますが、一方で、性的マイノリティーへの誤解や偏見の可視化につながるおそれもあると考えております。

昨年8月に町が実施いたしました、次期男女共同参画推進プラン策定の基礎資料とするためのアンケート調査結果において、性的マイノリティーやLGBTという言葉についてどの程度知っているかとの質問に対しまして、知らないや言葉は聞いたことがあるが意味は知らないと回答した割合が約4割となりました。

このアンケート結果から、現時点において、町民の性的マイノリティーに対する理解の広がりには、十分ではないものと考えられます。

つきましては、まずは性的マイノリティーについての理解が第一と捉え、それらの意味を普及・浸透させることで、性的マイノリティーや悩み・生きづらさを抱えている方々が自分らしく生活できるまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

今後は、次期男女共同参画推進プランの策定とともに、性的マイノリティーへの理解が進むよう普及・啓発に努め、その理解の高まりを踏まえ、パートナーシップ宣誓制度の導入について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

まだ、機運が整っていないという状況の説明だったかと思いますが、こういう問題につきましても機運ができあがってからというよりも、制度を検討し、町としてはそういう人を守っていく姿勢を表していくという意味では、大変この宣誓制度というのは大切なことではないかなと思います。また、この制度を採用することにより理解が深まっていくというふうにも考えられますので、また前向きな検討をいただければというふうに思います。

それでは、続きまして2点目の質問に移ります。

2点目の質問は、タブレット、ここではタブレットとは表現しておりますが、津幡町では端末・パソコンを配付しておりますので、パソコンという意味で御理解をよろしく申し上げます。

タブレットで宿題ができる放課後児童クラブ施設のWi-Fiと環境整備をとということで質問をさせていただきます。

先ほどの、私の前の小町議員とかなり重なる部分がございますけれども、答弁につきましては、重複する部分については省いていただいて結構ですので、原稿を提出してありますので、その内容で質問をさせていただきます。

先日、子育て支援課から放課後児童クラブにおけるWi-Fi整備状況の資料を提出していただきました。その資料では町内16クラブ施設中、Wi-Fi未整備施設が5施設とのことでありますので、ここで提案をいたします。

提案1といたしまして、残り5クラブのWi-Fi設置を提案いたします。

また、2番目につきましては、既にWi-Fi設置済の11施設の中で、児童がWi-Fi使用できるのが2施設のみとなっておりますが、全クラブで使用できるように改善の提案をいたします。

以上の2つの提案が実現できれば、児童がそれぞれの放課後児童クラブ施設内でタブレットの宿題に取り組むことができる環境が整うのではないかと考えておりましたが、その前に解決しなければならない課題があることがわかりました。

最近の学校からの宿題はプリントだけではなく、タブレットを使ったものもあるということですので、おのおの児童は自宅に帰ってから遊びに出かける前に宿題に取り組むのが普通だと思います。また、この2年間はコロナ禍ということもあり、外出しない児童であっても遊びに入る前に宿題を終わらせてからゲームで遊んだりすることとなっているのではないのでしょうか。

ところが、持ち帰ることができるタブレットが、自宅以外では使用することができないという学校での決まりがあることから、放課後児童クラブに通う児童については、クラブから自宅に帰った後の夜の時間帯でないと、タブレットでの宿題を行うことができない状況にあることが問題だと考えますがいかがでしょうか。

全ての子供たちの学びの継続のためにとの観点からすると、提案1、2の解決とともに放課後児童クラブでもタブレットを使用できるように規制の改善をできないのでしょうか、それを提案3とさせていただきます。

提案3については、吉田教育長に、そして、提案1、2については、子育て支援課長に再度答弁を求めますが、小町議員の質問に答えられていますので、重複する部分については省略していただいて結構ですので、よろしく願いをいたします。

○角井外喜雄議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 まず、私からは、放課後児童クラブでも、児童生徒の学習用端末を使用できるようにできないかとの御質問にお答えいたします。

今年度から本格的に使用を開始した1人1台の学習用端末ですが、各学校では、まずは使ってみるという共通認識のもと、学校教育活動のさまざまな場面での活用を進めてきました。現在は、教員も児童生徒も徐々に活用の機会をふやし、より効果的な活用方法について、試行錯誤しながら研究を進めています。

家庭への端末の持ち帰りについては、今年度の夏休みに全小中学校で試行的に持ち帰る取り組

みを行い、各家庭におけるインターネット環境の確認を行い、未整備の御家庭には今後の整備に向けたお願いをいたしました。また、子供たちが端末を持ち帰る際には、町内全学校共通のルールとして、基本的には家庭以外では使用しないことをお願いしています。

現在、家庭への持ち帰りについては、各学校で必要に応じて行っています。急遽、学級閉鎖などの措置をとることになった場合には、この端末を使用して、健康観察や課題に取り組むことも可能になっています。

宿題という点では、今のところ、端末を使わなければならない宿題を日常的に出していることはなく、学習支援ソフトを使ったドリル学習や、簡単な調べ学習などでの活用が少しずつ進んでいるという状況です。

これからは、教科書もまずは紙の教科書とデジタル教科書が併用となる見通しであり、端末を使った学習活動が日常化していくことになると考えています。それに伴い、宿題や家庭学習の課題の出し方も、変わっていくと予想されます。

今後、放課後児童クラブなどでの端末使用についても対応が必要となった場合には、担当課とも連携しながら、端末の持ち帰りのルールの見直しも含めて、方針を検討してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○角井外喜雄議長 山嶋子育て支援課長。

〔山嶋克幸子育て支援課長 登壇〕

○山嶋克幸子育て支援課長 私からは、放課後児童クラブ施設内におけるWi-Fiの整備とその使用についてお答えします。

御提案の1番、残り5クラブのWi-Fi設置を提案及び2番、全クラブで児童がWi-Fiを使用できるよう改善の提案につきましては、先ほど、小町議員の御質問にもお答えしましたとおり、事務用途としては十分にその役割を果たしていること、児童が使用するには課題があることから、今すぐの整備は考えておりません。

タブレット端末が学校からの貸与品であることを鑑み、その運用については教育委員会と協議の上、将来的に必要なときが来れば、放課後児童クラブにおける児童のWi-Fi利用環境の整備について考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○角井外喜雄議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございます。

今ほどの教育長のお話にもありましたけれども、現段階では必要としていない状況にあるということではありますが、デジタル化が言われておりますけれども、今後、日本の教育、特に子供たちの教育について、このデジタル化が急務であると、世界的な観点からみるとそういう意見が多くございます。そういう意味では、一日も早く子供たちが自由にパソコンを使って、放課後も宿題をし、またほかの勉強もどんどん勝手にできるような、そういう環境整備を望みたいというふうに思いますので、現段階にあってはできることから進めていただくといいことで、お願いをさせていただきます。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

河北中央病院の受付呼び出しをデジタル表示に改修をということで提案をさせていただきます。先日、ある高齢者、70代の方から御要望をいただきました。

河北中央病院に通っているのだけれども、あまり耳の聞こえがよいほうではないので、受付の呼び出しの音が聞きづらいので大変困っているのですという内容でありました。

改善策として、文字か何かで表示できるように提案してもらえないでしょうかとのことであり
ました。

先日3月2日に、私も河北中央病院に新型コロナワクチン接種に行ったのですが、広いロビー
でもあり、私を含む順番待ちの高齢者の方が待合室をほぼ埋め尽くしておられ、ざわついた待合
室では、たしかに聞こえづらいなと感じました。

河北中央病院の存在は地域にとっては大切に、身近な病院として存続はこれからも欠かせない
ものであるということは、言うまでもありません。

また、利用者の多くは、どちらかという高齢者が多い特性もあることでもあり、耳の不自由
な方々にとっての解決策は、当然必要なことではないでしょうか。

また、コロナ禍ということもあり、大声を出して呼び出しをするということも決して望ましい
とは言えない時代でもあります。

これを解決するには時代に即したデジタル表示がよいのではないかと思います、いかがでし
ょうか。

病院側としては新しい投資とはなってしまうますが、安心して地域住民が通院できるための環
境づくりのための必要な投資ではないかと思っておりますので、デジタル表示板の設置を提案いたしま
す。

公立河北中央病院事務長に答弁を求めます。

○角井外喜雄議長 斎藤病院事務長。

〔斎藤晶史河北中央病院事務長 登壇〕

○斎藤晶史河北中央病院事務長 河北中央病院の受付呼び出しをデジタル表示に改修をとの御質
問にお答えします。

河北中央病院では、内科を初め、整形外科、眼科、皮膚科、外科、婦人科などに加え、令和3
年4月から泌尿器科、6月には心臓血管外科、さらに令和4年1月からは脳神経外科を新たに開
設し、診療体制の充実を図っております。

外来患者数についても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えの影響を受けた令和2年
度では、1日当たり150.8人にまで落ち込みましたが、今年度、1月までの集計になりますが、
1日当たり161.5人と回復しております。

現在、外来患者を診察室へ呼び込む方法は、医師が院内放送を使い、直接患者さんの名前を呼
んでおります。しかしながら、議員御指摘のとおり、医師が何度も名前を呼ぶ、呼んでも来ない
ときは看護師が直接本人を呼びに行くといったことがよく起こっております。患者の多くが高齢
者であることから、加齢性難聴の影響も少しはあると思われ、また外来患者数の増加による待合
室の混雑も一因と考えております。

そこで、本3月会議に提案しております、令和4年度津幡町病院事業会計において、電子カル
テシステムの更新を計画しておりますが、そのシステムの中に、患者さんの個人情報保護とプラ
イバシーの観点からも、名前ではなく、番号で呼び出しを行い、そして、その番号と順番を表示
する診察表示システムの導入を予定しております。

診察の順番を表示することにより、待ち時間を有効に使い、診察室前の椅子にずっと座ってい

る必要がなくなります。少しでも密を避けることができ、コロナ対策にもなると思います。当院の患者さんにとってわかりやすい表示システムとし、サービスの向上に役立てます。

これからも公立病院としての使命を果たすとともに、病院の存続のため、医療提供体制の整備とさらなる感染拡大の防止策、そして健全な経営を目指しますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

もう既に取り組んでおられるということですので、できれば、できるだけ見やすい形で、そして高齢者の方に負担がない形のものが整備されるといいなというふうに思います。ぜひとも進めていただきたいと思います。

それでは、最後の4番目の質問に移ります。

自販機リサイクルボックスの異物混入低減の取り組みについて質問いたします。

世界経済フォーラムの2016年の発表によりますと、2050年にはプラスチック生産量が約4倍増加し、海洋プラスチックごみの量が海にいる魚を上回るとされるなど、環境問題への対策が喫緊の課題とされています。

そのような中、2022年4月よりプラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とする、プラスチック資源循環促進法が施行されます。同法施行により3R、リデュース、リユース、リサイクルと持続可能な資源化を推進することでプラスチックの資源循環を促し、サーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行加速が期待されています。

誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す持続可能な開発目標（SDGs）にも2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減するとの内容を初め、環境問題への目標が掲げられています。一人一人の意識改革、地域からの小さな取り組みが大きな改革の力、目標達成に不可欠であると考えます。

国内では、例えば2018年に神奈川県において県内の海岸に打ち上げられたシロナガスクジラの体内からプラスチックごみが発見されたことを受け、2030年までのできるだけ早期にリサイクルされない廃棄されるプラごみゼロを目指すとの、かながわプラごみゼロ宣言を行うなど各自治体において、いわゆるプラスチックごみゼロ宣言がなされ、行政や地域住民、企業団体などが団結して環境問題に取り組む機運が高まっております。

ここで、問1といたしまして、未来の世代を守るため、津幡町においてプラスチックごみゼロ宣言を行い、さらなる3Rを推進し、環境問題により積極的に取り組む姿勢を明らかにすべきではないかと考えますが、見解を問います。

プラスチックごみはさまざまありますが、より具体的に身近なペットボトルのリサイクルについて触れたいと思います。PETボトルリサイクル推進協議会によりますと、我が国のペットボトルの回収率は88.5%、リサイクル率は96.7%と世界でもトップレベルであります。2020年はおよそ48万8,000トンのペットボトルがリサイクルされました。例えば、再びペットボトルになるだけでなく、衣類、土木・建築資材、食品用トレイ、文具・事務用品等と実に多種多様な製品に生まれ変わっています。

また、温暖化防止等の観点では、国内で利用されているペットボトルの資源採掘からボトル生産・利用・排出回収・リサイクル・再利用までの温室効果ガス総排出量はおよそ205万9,000トン

であり、これは、もしリサイクル・再利用がない場合の排出量352万8,000トンと比較し、約42%も排出量が少なくなっているとの結果が示されております。つまり、ペットボトルはその高いリサイクル率により、大幅に環境負荷を軽減していると言えるのであります。

しかしながら、ペットボトルの回収過程で問題が生じています。それはペットボトル以外のごみの混入です。地域、場所による差はありますが、飲料メーカーが流通事業者等と連携し、ペットボトルを自動販売機に併設されたリサイクルボックスで回収する際、ペットボトル以外の大量のごみ・異物混入や、さらにひどいケースではリサイクルボックス周辺にまで入りきらないほどのごみが山積みになっているというケースが多々あります。

全国清涼飲料連合会の調査では、屋外設置自販機のリサイクルボックス内の異物混入率は31%、タバコや弁当容器、紙カップ、ビニール傘などさまざまな物が捨てられているのが現状であります。

廃棄物処理法上は、こうした異物の処理は本来、国、地方公共団体が行うものである中、現状ではこのようなペットボトル以外の異物を飲料メーカーや流通事業者等が自主的に費用・労働力等を負担して処理しているのが現状とのことであります。

ここで、問2といたしまして、こうした自販機リサイクルボックスへの異物（一般廃棄物）混入問題をどのように認識しておられますか、質問をいたします。

リサイクルボックスへの異物混入問題の要因として、例えば、公共のごみ箱の撤去が進んでいることや、コンビニエンスストア等がごみ箱を店内に移設していること等が指摘され、その受け皿としてリサイクルボックスが不適切に使われているとの考えもあります。

いずれにしても、先ほど申し上げたようにペットボトル以外の異物を飲料メーカーや流通事業者が自主的に費用・労力等を負担しているのが現状であります。

また、業界が自主的に異物が混入しにくい新しいタイプのリサイクルボックスを試作し、試験的に設置するなど資源リサイクルの円滑化、地域の環境美化のために取り組んでいますが、業界だけに任せるには限界があると考えますが、いかがでしょうか。

ここで、問3といたしまして、行政として町として業界と連携し、異物混入が異常に多いエリアの調査を含めた実態の把握・公共回収ボックスの適切な設置・官民共同の新回収モデル策定等への協議体の立ち上げを提案いたしますが、問題解決への意欲についてお伺いいたします。

地域によってはペットボトルの不買運動のような動きがあるとの話も耳にしますが、重要なのはペットボトルの排除ではなく、適切なリサイクルであるとお訴えし、質問の締めとさせていただきます。

3問について、生活環境課長に答弁を求めます。

○角井外喜雄議長 中嶋生活環境課長。

〔中嶋徹郎生活環境課長 登壇〕

○中嶋徹郎生活環境課長 自販機リサイクルボックスの異物混入低減の取り組みについての御質問にお答えします。

まず、1点目の津幡町においてもプラスチックごみゼロ宣言を行い、さらなる3Rを推進し、環境問題により積極的に取り組む姿勢を明らかにすべきとの御質問にお答えします。

プラスチックは軽くて丈夫な上、腐蝕しにくいいため、容器原料としては非常に優れた素材です。反面、その特性から、自然環境に流出してしまった場合は分解されず、そのほとんどが最終的に

は海に行き着き、いわゆる海洋プラスチックとして海洋環境へのさまざまな悪影響が問題視されています。まさに世界規模で考えるべき深刻な問題と認識しており、一人一人が海洋プラスチック汚染の問題を身近な問題として捉え、取り組んでいくことが、長期的な視点で重要と捉えています。

プラスチックごみ問題の解決には、総量を減らすこととあわせて資源として循環させることが重要です。家庭から出る燃やすごみの分別を積極的に町民の皆様に呼びかけ、現在は、容器包装プラスチックやペットボトルの資源化を図り、循環型社会の構築に向け取り組んでいるところです。さらに今後、歯ブラシやスプーンなどの製品プラスチックについても河北郡市広域事務組合と連携し、分別・回収の実施に向け検討することとしており、リサイクルのさらなる充実に努めます。また、ごみを減らす、リデュース、繰り返し使う、リユースの意義や必要性についても啓発をし、さらなる3Rの推進に取り組んでまいります。

御質問にありますプラスチックごみゼロ宣言に関しては、当面は予定しておりませんが、ごみ減量の視点だけでなく、教育や経済活動などの観点も含め、町民の意識向上に有効と思われるので、既に宣言をした自治体のその後の状況などを調査し、研究してまいりたいと考えております。

2点目の自販機リサイクルボックスへの異物混入問題をどのように認識しているかとの御質問につきましては、自販機横に設置されている回収ボックスに回収品以外の異物が混入するということに関して、現在まで事業者からの苦情や相談がありませんので、本町では問題との認識は特にいたしておりません。

自販機に併設されたリサイクルボックスでの回収行為は、販売事業者が事業活動の一環として設置しており、管理している事業者みずからが適正に処分する義務を負うことから、その費用や労力等を負担していると承知しています。

しかしながら、家庭ごみなど回収品以外のものを持ち込むことは不法投棄になりますので、ごみ出しマナーやルールを徹底するよう啓発してまいります。

3点目の業界と連携し、異物混入が多いエリアの調査、実態の把握・公共回収ボックスの適切な設置・官民協働の新回収モデル策定等への協議会の立ち上げをとの御質問につきましては、まず、マナー違反によるごみの投棄問題は、自動販売機のリサイクルボックスに限った話ではなく、町内のどこにでも起こり得る問題です。

町ではポイ捨ての防止に関する啓発、指導などの活動を行うポイ捨て等防止指導員を委嘱しています。指導員は定期的なパトロールや、ごみの回収、啓発活動などを行っており、また過去にどこにどのようなごみが捨てられているか、マップを作成し、そのマップに基づいて看板を設置するなど、ポイ捨てをさせない取り組みも行っております。よって現在のところ、協議会の立ち上げについては考えておりません。

ごみの投棄問題は一人一人にポイ捨てをさせないことが根本的な解決策です。これは一朝一夕には実現できるものではないと思いますが、ポイ捨て等防止指導員や地域の協力を得ながら、ポイ捨て防止の意識が一層醸成されるよう粘り強く啓発してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 答弁、ありがとうございます。

幸い津幡町はどちらかというと、役場敷地内にありますつばたRecoを初め、資源回収については大変、協力性が高い町民の皆様が多いと実際には自覚しております。そういう意味では、本当に町をきれいにしていこうという思いがあるということは間違いないと思いますが、今後につきましても、目に余るようなごみが出てくるようなことがないようにあらかじめ運動を進めていくというのでございますので、これからも徹底して行っていただきながら、きれいな町、そしてまた環境にも配慮するような、そういう町を目指して頑張っていっていただきたいというふうに思います。

それでは、私のほうからの4点の質問をこれで終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、13番 道下政博議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中の休憩をとらせていただきます。午後2時20分から一般質問を再開いたします。それでは、換気を行います。

〔休憩〕 午後2時09分

〔再開〕 午後2時20分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

3番 竹内竜也議員。

〔3番 竹内竜也議員 登壇〕

○3番 竹内竜也議員 3番、竹内竜也です。

本日のしんがりとなります。

令和3年度の締めくくり、あわせて来る新年度のスタートに向けた重要な3月会議となりますので、いつも以上に緊張感を持って臨みたいと思います。

それでは、通告した順序に従い4項目について質問いたします。

まずは、成年年齢引き下げによる若年者の消費者被害への対応についてです。

いよいよ来月からということになりますが、4月1日に施行される改正民法によって、現行では20歳とされている成年年齢が18歳に引き下げられることとなります。

これに先立ち、国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢について18歳に引き下げ、これは公法上の問題ということになりますが、18、19歳の自己決定権を尊重し積極的な社会参加を促すことを期待するという政策的な意図から、私法上も一人前の大人として扱われることとなります。

18歳で成年に達した以降は父母の親権に服さなくなります。また、単独で有効な契約をすることが可能となりますが、その結果として未成年者取消権を喪失し、保護を受けることもなくなることを意味します。

今後、若年成年の消費者被害の拡大が懸念される場所ですが、独立行政法人国民生活センターが運営するPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）が、平成28年から令和2年までの分について集計した相談情報によると、18、19歳を消費トラブルの当事者とする相談件数は毎年約1万件に上ったということのようです。

高校生が巻き込まれやすい主な消費者問題として、オンラインゲームや出会い系サイト、携帯電話サービス、アダルト情報サイト、デジタルコンテンツ、コンサート等チケットなどにかかわるものが挙げられるようですが、複雑な社会制度や日々進化し高度化する情報技術などを考え合

わせると、人生経験が豊富な大人であっても注意を怠ればトラブルの餌食とされてしまうでしょうし、ましてや社会経験、人生経験がまだ少ない若年成年が当事者になり得ることは言わずもがなではないでしょうか。

消費者被害の当事者、これは被害者のみならず加害者も含めてですが、そのどちらにもならないために、まだ子供のうちから消費者教育に取り組む自治体もあるようです。

例えば、野々市市では消費生活センターが主催し教育委員会が後援する委託事業として、小学生を対象とする体験型消費者教育事業こどものまちBom Bom Townが実施されています。このこどものまちBom Bom Townでは疑似通貨であるBOMQが流通しており、それを通じて消費者としての体験ができるほか、納税や選挙といった主権者としての体験ができるように工夫されているようで、好評を得ているとお聞きしています。

それはさておき、4月1日以降、新たに成年に達する18、19歳の方を初めとした若年者について、消費者トラブルからの保護を図っていくことが求められるのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

今般の成年年齢引き下げによって18、19歳が消費者トラブルの当事者となり得ることから、消費者行政施策に関して、若年成年の消費者被害が懸念される中、被害者はもとより、加害者も出さないために、自立した消費者を目指す消費者教育・啓発活動に取り組むとのメッセージを町長が発していられませんか。

消費者トラブルについては、成年に達したばかりの時点において巻き込まれるリスクが高くなるという傾向が見られており、そのことを踏まえると4月1日以降は18、19歳が当事者となる被害件数が増加するであろうと考えるのは、当然のことと言えます。

若年成年の消費者トラブルの予防及び被害が発生した際に、どのような具体的対応を取っていくお考えでしょうか。

以上、町民生活部長にお聞きいたします。

○角井外喜雄議長 中村町民生活部長。

〔中村 豊町民生活部長 登壇〕

○中村 豊町民生活部長 竹内議員の成年年齢引き下げによる若年者の消費者被害への対応についての御質問にお答えいたします。

ここ数年、悪質な儲かる話のトラブルが全国的に多く、国民生活センターがたびたび注意喚起をしています。儲かる話の名目は、副業、情報商材、暗号資産、マルチ商法などさまざまですが、いずれも後で儲かると勧誘して高額な費用を払わせる手口で、過剰な効果をうたうネット広告や、スマホで完結する契約など、若者と親和性が高く、まさに社会経験の乏しい若年成年を狙っている事例として、町消費生活センターでは注視をしています。

悪質な事業者は若者が自由にできるお金がないことをわかっているため、借金をさせて高額な契約をさせるケースがあります。また、マルチ商法は、友人や先輩から勧誘をされ契約することが多く、大学などで広まったこともあります。成年年齢引き下げに伴い、高校3年生でも契約できてしまうこととなるので、注意が必要と考えています。

私たちが普通に考えたらあり得ないと思えることでも、社会経験の少ない若者は、相手の言葉を信用してしまったり、うまく断れなかったりして被害につながってしまうことが懸念されます。

一旦被害にあってしまうと、悪意のある相手に対し、被害回復を求めるのは容易ではないため、

消費者教育など被害を未然に防ぐための取り組みが重要と考えています。

成年年齢の引き下げを迎えるに当たり、これまでに実施した具体的取り組みとして、昨年の広報つばた12月号で特集ページを設け、若者が狙われる消費者トラブル事例を紹介し、注意喚起を行ったほか、津幡高校及び石川高専の3年生全員に成年年齢引き下げを知らせるリーフレットを配付、また今月16日から放送予定の町ケーブルテレビ番組、つばたホットライン内でも成年年齢引き下げの周知を行います。

高校生など若年成年となる当事者への消費者教育はこれからも必要と考えていますが、その親に対する教育や情報提供も重要と考えており、今後注力してまいります。また、先ほど被害回復を求めるのは容易ではないと申し上げましたが、クーリングオフなど、消費者保護のルールが適用される場合もあり、町消費生活センターでは解決のためのあっせんも行ってまいりますので、センターの周知もあわせて行ってまいります。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 今ほどの部長の御答弁にもあったんですけども、注意喚起と周知、特に広報つばたで特集ページを組まれたりだとか、3月16日からのケーブルテレビの中でもしっかり啓発をしていきたいということだったんですけども、御答弁の中にもありましたとおり、高校3年生くらいって、仮に勉強ができて、言い方は適切じゃないかもしれませんが、偏差値が高い方であっても社会経験という部分では乏しかったりするので、あり得ないだろうということに引かかたりもするかと思いますので、その辺についてもしっかり対応を取っていただければと思いますし、実際、18歳、19歳の若年成年を狙ってくるような悪い大人っていうのは、恐らく、被害を賠償しても元に戻せないような人たちばかりだと思いますので、その辺についてもしっかりとクーリングオフのできるものについては、しっかりとあっせん等をしていただければと思います。

4月1日以降、新たに成年となる18歳、19歳を中心に、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの中身というものも複雑、そしてさまざまかと思いますが、消費者教育、啓発、相談、これは基本中の基本だと思いますけれども、これに御尽力をいただくことをお願い申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、2項目め、労働者協同組合法についてです。

ことしの10月1日より、労働者協同組合法が施行されることとなります。この法は超党派による議員立法として産声を上げたものですが、本文137カ条から成っており、議員立法としてはとてもボリュームがあるもので、成立に御尽力をいただいた関係者の皆さんの思いが込められているように感じられます。

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少への対応やディーセントワーク、いわゆる働きがいのある人間らしい仕事への渴望といった時代背景があるわけですが、そうしたことを含め、成立に至るまでの経緯を考え合わせるとその意義は大きいと言えるでしょう。

この法律に準拠する労働者協同組合とは、組合員が出資し、その事業を行うに当たっては組合員それぞれの意見が適切に反映され、組合員みずからがその事業に従事することを基本原理とする法人組織とされるもので、所有と経営と労務の提供が一つになった、三位一体の働き方を実現し得るものと言えます。

そしてその目的としては、この組合を通じて多様な就労機会の創出を促進するとともに、地域

における多様な需要に応じた事業を実施することによって、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとされています。その目的の一つとされる、地域での多様な需要に応じた事業の実施については具体例として、介護・福祉関連として訪問介護など、子育て関連として学童保育など、地域づくり関連として農産物加工品直売所等の拠点整備、総合建物管理など、そのほかにも若者・困窮者支援として自立支援などが挙げられています。

この組合のメリットとして大きいのは、設立の容易さと言えるでしょう。3人以上が発起人となり所定の手続きさえ踏めば、行政機関の許認可を要せず、当然に法人格が付与されることになります。

また、労働者派遣事業のようなものを除けば、その事業内容が広く認められていることも挙げられます。そして、利潤の追求とは無関係の非営利団体として位置づけられているため、公的分野における事業委託という形で地方自治体とも連携が可能だということも、その一つと言えるのではないのでしょうか。

労働者協同組合という形態で事業活動をするという例は、これまでも多くあったそうですが、NPO法人や企業組合という形を取らざるを得ない場合が多かったようです。このような場合、NPO法人についてはその主たる活動分野は20項目に制限されていることや、設立に当たっては主務官庁の認証を要する認証主義が取られているため時間がかかるという難点がありました。同じように企業組合についても、発起人を集めることの難しさ、設立に当たっては主務官庁の認可を要するという厳格な手続きが求められ、敷居が高かったとも言えます。

それらを踏まえると、このたび新たに法人格が認められる労働者協同組合は、NPO法人や企業組合と比べ縛りが弱いため設立がしやすく、新しい働き方を通して地域課題の解決に貢献することが期待できるものと思われ、まさに時代の要請に答え得るものと考えられるのではないのでしょうか。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。労働者協同組合について、どのような認識をお持ちになり評価なさっているのでしょうか。

次に2点目です。今後、当町においても労働者協同組合の設立に向けた動きが出てきた場合、どのように対応なさるのでしょうか。

また、この組合については、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が所管行政庁とされているため、県との連携を進めていくことが重要になると思われますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか

以上、産業建設部長にお聞きいたします。

○角井外喜雄議長 吉岡産業建設部長。

〔吉岡 洋産業建設部長 登壇〕

○吉岡 洋産業建設部長 労働者協同組合法についての御質問にお答えします。

急速な少子高齢化の進展などに加え、このコロナ禍においては、不安定な雇用環境などにより生活に困窮される方が増加するなど、社会情勢は大きく変化しております。このような中、地域力の低下が懸念されており、アフターコロナの社会づくりには、支え合いを基本とする地域共生社会の仕組みが重要であると考えます。

労働者協同組合法によって新たに法制化された労働者協同組合は、組合員が出資、経営、労働

という3つの役割を担い、事業運営に組合員の意見を反映し、主体的に地域貢献や課題解決に取り組むことができるものと期待されております。

1点目の質問の労働者協同組合について、どのように認識し評価しているのかにつきましては、今後、労働者協同組合が徐々に普及していくことにより、福祉関係や生活支援、農業など多様な就労機会の創出等を促進し、高齢化や人口減少が進む地域社会のさまざまな課題に取り組む役割を担うこととなり、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する一助となることができるものと認識しております。

一方で、仮に労働問題が発生した場合、組合の業務を執行する組合員が、労働法制上の労働者と認められるかは不透明で、労働者として必要十分な保護が受けられない余地を残している点や、組合員による出資、運営、労働の一体的構造が運営の立場と労働の立場で利害相反が起き、賃金や労働条件が不当に切り下げられるなど働き手の利益が損なわれ、安値受注の温床につながり、地域の労働市場に悪影響を及ぼす懸念もあるともされています。

評価につきましては、法が施行前であることから、現時点では具体的な評価はできかねますので御理解をお願いいたします。

2点目の町内において組合設立の動きが出てきた場合における対応については、現在、厚生労働省のホームページにおいて、施行に向けた詳細な情報等がまだ掲載されておりません。今後はまず、国の動向に注視し情報収集に努めたいと考えております。また、介護、福祉、子育て、地域づくりなどの関係部局とも情報を共有しながら、国からの詳細な情報を把握した段階でさまざまな広報媒体を活用して、同法の趣旨や制度の周知に努めてまいります。

また、労働者協同組合の設立や移行を希望される団体などの相談に適切に応じることができるよう、今後も所管行政庁である県との連携も進めていきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 1点、再質問をお願いいたします。

1点目の質問で認識、評価をお聞きしたんですけども、その中で、労働者協同組合という形態をとると、逆に働く方の労働環境等が悪化につながっていて、それが結局、地域で働く方たちの就業にもマイナスのほうに働くという懸念があるというような御答弁が、中にあったかと思うんですが、たしか労働者協同組合法の中には、お互いに組合の中で労働契約を締結することになるので、労働法が適用されるという条文がたしか入っていたと思うんですけども、その辺については、いかがなんでしょうか。

吉岡部長、お願いいたします。

○角井外喜雄議長 吉岡産業建設部長。

〔吉岡 洋産業建設部長 登壇〕

○吉岡 洋産業建設部長 今ほどの竹内議員の質問にお答えいたします。

少し言葉足らずだったかもしれませんが、確実に労働法の労働者と認められるかは不透明でというのは、そういうふうには認識しているのではなく、そういう余地があるのではないかという問題があるのではないかというふうな認識をしているということで、御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 日本語は難しいですね。恐らく、そういうことがあるのではないかと
いうような認識を持たざるを得ないのではないかとというような言い回しになるのかなと思っ
たんですけども、恐らく、法が施行されていませんし、実際、この法に基づく法人格を持った組
合がまだ存在していないので、先のことはわかりませんが、恐らく、そういうことはないの
ではないかと、私は思います。

共同労働という形態そのものは、これまでもとられていることがあったわけなんですけれども、
こうした形態の組合に法人格を付与するという、新しい画期的な制度ですので、広く町民の皆
様にも周知をしていただければと思いますし、長引くコロナ禍によって、これは御答弁の中
にも少し触れられていたかと思うんですけども、失業に追い込まれる方がふえてしまっ
たわけですが、労働者協同組合が新たな起業の形態としても期待されていますし、その
ほか、地域コミュニティの再生など、それらに資する可能性は大きいと思いますので、
さまざまな事例など研究していただき、設立に向けた相談などがあった場合は、対応
可能な体制がとれるようお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

続いて3項目め、保育園等の臨時休園と代替保育の確保についてです。

新型コロナウイルス感染症の収束、この場合の収束は落ち着いた状態になるという
意味でのそれですが、まだ収束が見通せない状況にある中、第6波となる感染拡大の
ただ中に置かれています。これは変異株オミクロンの感染力がかつてないほど強い
ことが影響しており、感染の急拡大につながったことによるものと説明されていま
す。

第6波ではこれまでの流行には見られなかった特徴として、子供の感染が急増して
いることがクローズアップされています。

厚生労働省の発表によると、感染者が認められたことによる保育園の臨時休園は
2月17日の時点で42都道府県の759カ所であったものが、その翌週の2月24日の
時点では37都道府県の713カ所と若干の減少が見られるようですが、累計として、
これまでに感染者が発生した保育所等は1万6,715カ所、感染者については職員
2万5,392人、利用乳幼児5万4,353人に上っており、依然として予断を許さ
ない状況が続いていることは明らかと言えるでしょう。

新型コロナウイルス感染症の流行下に置かれるこの2年近くの間、保育園が
臨時休園せざるを得ない状況に追い込まれることが、当町でも少なからず生じて
きました。

保育園の臨時休園は、社会基盤、私たちが生活を送る上で欠かせない根幹の
部分を職業として担っていただいている、いわゆるエッセンシャルワーカー、
そのほか、ひとり親の世帯であったり、緊急時に子供を預けることができる
親族や友人などが身近にいない保護者にとって、その影響は殊さら大き
いと言わなければなりません。

そうしたことを受け、閉鎖した保育園を活用するなどによって代替保育を
実施する自治体があるように、今のような状況を受け、どこの自治体にも
それへの潜在的ニーズが存在しているのかもしれない。

しかし翻って、保育士不足が慢性化している現状のもとで、代替保育に
当たる保育士の確保が可能なのか。あるいは、感染症対策を徹底し、
安全・安心の環境をほかの場所で整えることができるのか。そもそも、
感染拡大を防ぎながら他園の園児を受け入れることが容易にできる
のか、2次感染の不安ということになります。そのほかにもいろいろ
な疑問が生じなくもないのではないのでしょうか。

長期化するコロナ禍が、社会制度上の矛盾を浮き彫りにしたと言えます。多岐にわたる課題を顕在化させたわけですが、その一つとして、保育機能を維持することによって社会経済活動を継続させるという難題が挙げられ、これに対する答えを出していくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局保育課は連名で、地方自治体に向けて2月8日付事務連絡、代替保育の財政支援の特例（一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型））についてを発出しました。

その概要は、オミクロン株の感染拡大による保育所等での児童・職員の感染者数の増加に伴い臨時休園する保育所等の数が増加傾向にある中で、保育所等の果たす社会的機能の維持を図るための特例措置として一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）を創設し、代替保育を実施する保育所等に対する財政支援を拡充することを柱とするものであり、自治体に対しては代替保育の確保に取り組んでいただくようお願いいたしますというものです。

要は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け保育園が休園になった場合でも、保護者が安心して働き続けることができる子育て環境を整備するものとして、ほかの保育園や公民館等で園児を一時的に預かる場合に自治体に対し財政支援を行うとするものようですが、この事務連絡を受け、保育園等が休園となった場合の代替保育の確保についてどのようにお考えでしょうか。

以上、健康福祉部長にお聞きいたします。

○角井外喜雄議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 保育園等の臨時休園と代替保育の確保についてとの御質問にお答えいたします。

町内の保育園等におきましては、オミクロン株による急激な新型コロナウイルス感染拡大により、児童や職員が感染し、1月下旬から全部休園、一部休園が相次ぎ、3月4日現在で、延べ20施設で休園の措置となり、第6波の収束が見通せない状況にあります。

このような中、御質問にもあるとおり、2月8日付で国から、代替保育の財政支援の特例（一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型））についてが発出されております。

これは、今般のオミクロン株による感染拡大によって、保育園等においても児童や職員の感染者数が増加しており、それに伴い臨時休園する保育園数も増加しています。そのような中で、保育園等の果たす社会的機能の維持を図ることを目的に、保育園等が休園となった場合の代替保育の受け皿の確保に向けて、在籍児童が他の保育園等で代替保育を利用する際に、代替保育を実施する保育園等に対して財政支援を行うものです。

対象児童については、保育が必要な児童に限るものとし、町の判断により、保護者が社会的機能維持者である場合や代替保育の必要性の高いひとり親世帯に限定や優先利用をさせることができます。

現在、町内の保育園等において児童や職員に感染者が確認された場合には、まず園内の消毒や濃厚接触者、接触者の特定が必要であることから、その間は感染拡大防止の観点から全部休園とすることがありますが、特定の結果、当該施設において継続して保育が実施可能な場合には、状況により一部休園としながら早急に保育を再開することとしており、可能な限り保育の必要があ

る児童の受け入れを行っております。

このため、御質問にあります、保育園等が休園になった場合の代替保育の確保に関しましては、保育園等の職員に感染が発生し、施設運営が困難になった場合などに代替保育の確保が必要になると想定されます。

本町においては、そのような場合には、まず2次感染防止を考慮し、代替施設ではなく、当該施設の環境を整えた上で、休園せずに、他の保育園等から保育士を派遣しての預かりの実施、それが非常に困難な場合には、他の保育園等において代替保育をすることを考えております。

今後、いつこのような事態となっても対応できるよう、町内の保育施設間での連携協力について早急に検討を行い、保護者が安心して働き続けることができる環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 今回のこの事務連絡の特例措置による代替保育については、今のところ考えていないという理解でよろしかったですね。

石川県は、園児あるいは保育士に陽性が確認された場合、保育施設全体を一律に休園とする、その休園期間の目安については、3日から5日間程度とする指針を示したそうですが、もちろん感染の拡大を防ぎ、安全を確保する上で、休園の措置を思い切つてとるということは妥当だと思います。しかし、休園を受けてお仕事を休まれる場合、その間の所得補償が見込めないという保護者の方もいらっしゃるでしょうし、そのほかにもさまざまな事情によって、休園によって受ける影響が無視できない保護者の方にとっては、厳しい現実ですね。津幡でもコドモンにイレギュラーな時間に連絡が入ると、どきっと保護者としては、実際します。

私ごととなりますが、我が家ではまん延防止等重点措置がされてから、その延長が途中にも2度ほどありましたが、立场上云々は置いておいて、保育園の安全安心のために家庭保育の協力要請に応じております。1月の終盤に臨時休園になって以来、たしかそれと同じようなタイミングでまん延防止等重点措置の期間に入ったかと思うんですが、さすがに途中で3日間ほど保育園には登園させましたが、きょうも含めて1カ月余りの期間となっています。これでいいのかという疑問には、常に実際さいなまれますね。

まだ、残念ながらトンネルの出口が見えてきませんが、コロナ禍にあってもお子さんたち、それから保護者の方にとって公による最善の保育サービスが補償、提供されるべく御努力いただくよう、お願い申し上げ、次の質問に移ります。

それでは、最後となります4項目め、脱炭素化についてです。

来月ということになります、4月1日より改正地球温暖化対策推進法が施行となります。この改正法では、パリ協定で定める目標と2050年カーボンニュートラル宣言が基本理念として明文化されたわけですが、このことは特筆すべきで、この基本理念については先駆けて施行済みとなっています。そのほかにも、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進などについても大きなポイントとされています。

当町では、昨年8月に、第3期津幡町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定しています。来月から施行される改正法ではさらに、地域における脱炭素化を着実に進める必要性から、努力義務とはいえ、市町村の地方公共団体実行計画制度について拡充していますが、このことの

意義は大きいと言えるのではないのでしょうか。まさに当事者として、地方自治体こそが地球温暖化対策と脱炭素化に向けた実効性のある取り組みを率先し、住民に対して模範となるリーダーシップを示していくことが求められていると理解しなければならないでしょう。

そこで、3点質問いたします。

1点目です。2050年までにカーボンニュートラルを目指すに当たり、地方自治体が果たさなければならない役割について、どのようにお考えでしょうか。

続いて、2点目です。総務省自治財政局財政課がことしの1月24日付で発出した事務連絡、令和4年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等についてによると、地方財政対策として、公共施設等適正管理推進事業費について脱炭素化事業を新規に追加するとしています。

昨年の10月22日に閣議決定した地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている地方単独事業が対象とされており、そのうちのひとつとして、建築物におけるZEBの実現が挙げられています。

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、略してZEBと称されていますが、要は快適な室内環境を実現しつつ、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を差し引きゼロにすることを目指した建物のことで、消費エネルギーの削減につながるものとして期待が寄せられています。

公共施設のZEB化に対し、どのようにお考えでしょうか。

最後、3点目です。環境省では、2050年に二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指す考えを、首長または地方自治体として表明した地方自治体をゼロカーボンシティとしています。令和元年9月時点における表明はわずか4自治体にすぎませんでしたが、ことしの1月31日時点では534自治体に上っており、それぞれ脱炭素化に向けた積極的な取り組み、施策を実施なさっているようです。

当町においても、住民の理解と協力を得ながら脱炭素化を推し進めてゆくためにも、ゼロカーボンシティの表明を目指すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○角井外喜雄議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 脱炭素化についての御質問にお答えします。

温室効果ガスの増加を要因とする地球温暖化の進行により、豪雨や干ばつ、森林火災など甚大な被害が世界各地で発生しており、このまま温室効果ガスの排出削減に取り組まなければ、さらなる頻発化、激甚化が予想されております。将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、今からカーボンニュートラル、脱炭素化の実現に向け、取り組む必要があると考えており、これを踏まえて3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のカーボンニュートラルを目指すに当たり、自治体が果たす役割について、どのように考えているかとの御質問につきましてお答えいたします。

カーボンニュートラルの実現には誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が大きな社会変容を受け入れ、取り組んでいく必要があります。一人一人の脱炭素への行動が重要となります。本町でも広報つばたやSNSなどを活用いたしまして、住民や事業者に、単に負担や我慢と捉えられないよう意識の高揚を図り、活動に係るさまざまな場面において地球温暖化を意識した行動に取り組んでいただけるよう啓発に努めていくことが、重要な町の役割であると考えております。

また、昨年8月策定の第3期津幡町地球温暖化防止実行計画で定めました再生可能エネルギーの導入や省エネルギーなど二酸化炭素の排出抑制に加え、森林整備などによる二酸化炭素の吸収など、脱炭素に向けた取り組みを町が率先して実行していくことも重要な役割であると考えているところでございます。

次に、2点目の公共施設のZEB化に対する考えはとの御質問でございますが、国の地球温暖化対策計画においては、国の率先的取り組みとして、新築する建築物にあつては、省エネの推進とともに太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用することにより、エネルギー消費量を実質ゼロにする建物、いわゆるZEBの実現を掲げております。本町においてもこれから新築する施設にあつては、構想・設計の段階でZEB化は検討すべきだと考えております。なお、既存の公共施設につきましては、改修の際に省エネ設備等の積極的な導入に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目のゼロカーボンシティの表明を目指すべきと考えるがいかがかとの御質問にお答えいたします。

ゼロカーボンシティの表明は全国的な広がりを見せており、県内では令和4年、ことし2月末時点で加賀市ほか4市が表明済みであると承知しております。

表明に際しましては、現在の町全体の二酸化炭素の排出量と、森林などによる吸収量の把握、またどうやって2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにするか、その施策・取り組みが重要となります。何より住民や事業者の理解と実践が必要不可欠だと思いますので、まずは町行政として具体的計画、施策を検討し実践したいと思っております。その上でゼロカーボンシティの表明を考えたと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○角井外喜雄議長 竹内竜也議員。

○3番 竹内竜也議員 町長におかれましては、一般質問についてはとなりますが、今任期の締めとなる御答弁をいただきました。

2050年、カーボンニュートラルに向けての自治体の果たすべき役割については、一番大きな仕事だと思いますが、御答弁にあったとおり、やはり啓発をしていく、町内の事業者の方、町民の方にしっかりこの中身について理解していただく、そのための役割が重要だということと、あと森林整備についても触れられていました。そのとおりだと私も思いました。

2050年、カーボンニュートラルについては、3月会議初日の施政方針の中でもおっしゃっていましたが、30年、50年後を見据えた子や孫の世代のためのまちづくり、こちらについては、これまでも何度も言及なさってこられました。カーボンニュートラルの実現もこのことに関係するのではないかと思います。公共施設のZEB化についても新しく公共施設をつくる場合、あるいは、既存の公共施設について改修する際にもしっかりと考えていくという御答弁でした。公共施設のZEB化については、必然的にトレンドとしてそうなっていかざるを得ないのかなと思っておりますので、また、それに向けた取り組みに期待を込めていきたいと思っております。

そして、ゼロカーボンシティ宣言については、そもそも広域自治体としての石川県が宣言をしていないということがありますが、御答弁の中にあつたとおり、県内、今のところ5つの基礎自治体が表明なさっています。ゼロカーボンシティの実現を裏づけできるだけの、御答弁の中にあつたとおり、具体的な計画の策定がまずはあつて、それをしっかりと実施していく延長線上に、

その宣言というものが見えてくるのかなというのは、そのとおりなのかなとも思いましたが、津幡町でも事業者や町民の皆さんに御理解をいただき、ゼロカーボンシティの表明が支持されるようになればと、最後に願いを込め、以上、3番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、3番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

< 散 会 >

○角井外喜雄議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時06分

令和4年3月15日（火）

○出席議員（16名）

議長	角井 外喜雄	副議長	八十嶋 孝 司
1 番	小 町 実	2 番	森 川 章
3 番	竹 内 竜 也	5 番	西 村 稔
6 番	荒 井 克	7 番	森 山 時 夫
9 番	酒 井 義 光	10 番	塩 谷 道 子
11 番	多 賀 吉 一	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	吉 田 二 郎	総 務 課 長	酒 井 英 志
町民生活部長	中 村 豊	生活環境課長	中 嶋 徹 郎
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福 祉 課 長	長 陽 子
健康推進課長	石 黒 久 美	子育て支援課長	山 嶋 克 幸
産業建設部長	吉 岡 洋	都市建設課長	本 多 克 則
産業振興課長	本 多 延 吉	会計管理者 兼会計課長	山 崎 勉
消 防 長	松 本 聖 史	消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介
教 育 長	吉 田 克 也	教 育 部 長	吉 本 良 二
教育総務課長	山 崎 明 人	河北中央病院事務長 兼事務課長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局長補佐	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	田 中 圭	財政課係長	掃 部 富 雄
監理課主査	山 本 匡 教	企画課主事	長谷川 直 人

○議事日程（第3号）

令和4年3月15日（火）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第3号 令和4年度津幡町一般会計予算から

議案第35号 町道路線の認定についてまで

請願第1号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出を求める請願

請願第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出を求める請願

陳情第1号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて

日程第4 議会議案第1号 ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める意見書

（質疑・討論・採決）

日程第5 議案上程（議案第36号）

（質疑・委員会付託）

（休憩）

議案第36号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第12号）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第2号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

議会議案第3号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○角井外喜雄議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○角井外喜雄議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○角井外喜雄議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承願います。

＜諸般の報告＞

○角井外喜雄議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりであります。御了承願います。

＜議案等上程＞

○角井外喜雄議長 日程第2 議案第3号から議案第35号まで、請願第1号及び請願第2号並びに陳情第1号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○角井外喜雄議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

向 正則総務産業建設常任委員長。

〔向 正則総務産業建設常任委員長 登壇〕

○向 正則総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第20号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第21号 津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第22号 津幡町公共施設等整備基金条例について、

議案第23号 津幡町総合交流型宿泊研修施設管理運営基金条例の一部を改正する条例について、

議案第24号 津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について、

以上、1件の条例の制定及び4件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第30号 牛首辺地に係る総合整備計画の変更について、

議案第31号 下河合辺地に係る総合整備計画の変更について、

議案第32号 種辺地に係る総合整備計画の変更について、
議案第33号 筋谷辺地に係る総合整備計画の変更について、
議案第34号 朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について、
以上、5件の辺地に係る総合整備計画の変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第35号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第1号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、陳情第1号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○角井外喜雄議長 竹内竜也文教生活福祉常任委員長。

〔竹内竜也文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○竹内竜也文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第25号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、

議案第26号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第27号 津幡町健康福祉基金条例について、

議案第28号 津幡町予防接種健康被害調査委員会条例について、

議案第29号 津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例について、

以上、2件の条例の制定及び3件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○角井外喜雄議長 酒井義光予算決算常任委員長。

〔酒井義光予算決算常任委員長 登壇〕

○酒井義光予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第3号 令和4年度 津幡町一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、

可といたしました。

次に、議案第4号 令和4年度津幡町国民健康保険特別会計予算、

議案第5号 令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第6号 令和4年度津幡町介護保険特別会計予算、

議案第7号 令和4年度津幡町バス事業特別会計予算、

議案第8号 令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計予算、

以上、5件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第9号 令和4年度津幡町病院事業会計予算、

議案第10号 令和4年度津幡町簡易水道事業会計予算、

議案第11号 令和4年度津幡町水道事業会計予算、

議案第12号 令和4年度津幡町下水道事業会計予算、

以上、4件の事業会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第13号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第11号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第14号 令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、

議案第15号 令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、

議案第16号 令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第17号 令和3年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第18号 令和3年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）、

以上、5件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第19号 令和3年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○角井外喜雄議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○角井外喜雄議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○角井外喜雄議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

私は、議案第3号、2款1項13目、自衛官募集事務費に反対の立場から意見を述べます。

ロシアによるウクライナへの侵略戦争が激しさを増しています。ウクライナでは各地で子供を含む多数の民間人が連日犠牲になるという状況が生まれています。日本平和委員会の千坂純事務局長は、ロシアによる武力侵攻は、国連憲章・国際法違反の侵略行為であると指摘し、みずからの思惑で他国を武力攻撃し、罪のない人々の命を奪う野蛮な行為は絶対に許されないと強く批判しました。また、プーチン大統領が核兵器の威嚇を続けていることについて、核兵器禁止・廃絶を求める世界の流れに逆行し、核戦争の危険を高める反人道的態度だ、核による惨禍を招きかねない一切の行為をすぐにやめるべきだと訴えました。しかし、武力に武力で迫っていったら戦争は拡大し、より多くの人の命が奪われます。

ウクライナは9条を持っていたから侵攻を許したのではありません。もし、ロシアに9条があったら侵略など起きようもなかったでしょう。今こそ世界に9条を広げるべきだということです。

ところが日本では、維新の会が、核に関する議論をタブー視することなく、非核3原則の見直し、米国の持つ核戦力の共有に関する議論を開始することを政府に求めていると伝えられています。日本原水爆被害者団体協議会は、2日、オンラインで緊急記者会見を開き、日本維新の会が策定したと言われている、核共有提言の撤回を求める声明を発表し、被爆者の思いを語りました。

日本被団協の声明は、原爆は広島と長崎を一瞬に死の町に変えました。その年だけで21万人以上の命を奪いました。やけどし、傷ついた人は、我が子や親も助けられず、人間らしいことができませんでした。生き残った被爆者は、原爆の初期症状や今日まで続く原爆症や体調不良、不安に苦しめられてきました。核兵器は絶望だけを目的とした狂気の兵器、人間として認めることができない絶対悪の兵器なのですよと述べています。

木戸季市事務局長は、核兵器の移譲や核による威嚇などを禁じた核兵器禁止条約が発効されて1年たった。維新の提言は、条約をつくった核廃絶と平和を求める世界中の人たちへの敵対的なものだと思うと批判しています。和田征子事務局長は、ロシアのウクライナ侵略に乗じた危険極まりない提言です。唯一の戦争被爆国・日本が核兵器禁止条約に入るチャンスにしないといけない。さまざまな人たちと連帯し、政府に条約への参加批准を強く追っていきたいと語っています。

日本被団協の話を紹介したのは、日本に米国の持つ核戦力を共有しようではないかという意見が出されてきているからです。本来なら核兵器禁止条約に真っ先に加入すべきなのに、それさえもできない政府です。

こんな危ない状態にある日本、自衛隊の皆さんが本来の役目である日本の防衛に専念されるためには、2015年に制定された安全保障関連法を撤回し、憲法9条を名実ともに守らなければなりません。

核共有提言が出されたり、憲法9条を変えるという考えがなくなる限り、自衛官の命は保証されません。町は、若者を自衛隊に入れることを歓迎すべきではありません。

よって、自衛官募集事務費には反対いたします。

以上で、私からの討論を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

議案第3号 令和4年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○角井外喜雄議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度津幡町国民健康保険特別会計予算から議案第35号 町道路線の認定についてまでを一括して採決をします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第35号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○角井外喜雄議長 起立全員であります。

よって、請願第1号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○角井外喜雄議長 起立全員であります。

よって、請願第2号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望を採決いたし

ます。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者0人 不起立者15人〕

○角井外喜雄議長 起立なしであります。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

＜同意上程＞

○角井外喜雄議長 日程第3 本日、町長から提出のあった同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、3月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今3月会議に提出させていただきました議案全てに御決議を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育長、吉田克也氏が令和4年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日御提案を申し上げます人事案件につきまして御説明申し上げたところでございますが、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○角井外喜雄議長 お諮りいたします。

同意第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

＜採 決＞

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてを採決いたします。
お諮りいたします。

原案のとおりに同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

<議会議案上程>

○角井外喜雄議長 日程第4 議会議案第1号を議題といたします。

洲崎正昭議会運営委員長提出の議会議案第1号 ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める意見書について提案理由の説明を求めます。

洲崎正昭議会運営委員長。

〔洲崎正昭議会運営委員長 登壇〕

○洲崎正昭議会運営委員長 昨今のマスコミの報道等を見ておりますと、連日のようにロシアのウクライナ侵攻が報道されております。大変悲惨な状況が毎日見受けられております。そこで、私どもの議会といたしましても何らかの形で抗議の声を上げたいなということで、議会議案第1号として、ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める意見書、これを提案させていただこうと思っております。

意見書を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める意見書。

2月24日、ロシアはウクライナへの侵攻に踏み切った。我が国を含めた国際社会が再三にわたり強く自制を求めてきたにもかかわらず、侵攻に至ったことは、欧州地域全体の平和と安定を損なう行為であり、さらに原子力発電所への砲撃や、核関連施設への攻撃、核兵器の使用も辞さない姿勢を表明することは、世界全体の安定をも脅かす許しがたい暴挙である。

ロシアによる一連の行動は、力による一方的な現状変更を認めないとする国際秩序の根幹を揺るがし、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であり、また既にウクライナ国民の多くの生命が奪われており、人道上からも断じて容認できない。

本町議会は、ロシアによるウクライナへの侵攻に対し強く抗議するとともに、軍の即時撤退及び国際法の遵守を強く求める。

よって、政府におかれてはロシアに対し強硬に抗議を申し入れるとともに、停戦に向けてさらなる制裁を科すよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

以上、説明を終わります。

<質 疑>

○角井外喜雄議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○角井外喜雄議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第1号 ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者 15人 不起立者 0人]

○角井外喜雄議長 全員起立であります。

よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

<議案上程>

○角井外喜雄議長 日程第5 本日、町長から提出のあった議案第36号を議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

[矢田富郎町長 登壇]

○矢田富郎町長 今ほどは、追加提案をいたしました人事案件につきまして、御同意を賜りありがとうございます。

本日、新たに追加で提案させていただきますのは、本会議初日の提案理由説明の中でも述べさせていただきました、2月の降雪による道路除雪費の除雪委託料に係る補正の議案でございます。

3月補正予算にも計上させていただき、先ほど御決議を賜りましたが、2月におきましては、5日及び22日の2回にわたり、本町に大雪警報が発表されるなど、冬型の気圧配置が続き、雪の日が多くなりました。そのため、平野部や山間部におきまして、想定を上回る除雪出動回数となったことから、除雪委託料が不足し、追加するものでございます。

本案件につきましては、事務執行におくれが生じないように、本日緊急に議会の議決をお願いするものでございます。議員の皆様のご理解をお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、本日新たに追加提案をいたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第36号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第12号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ630万円を追加するものでございます。

歳入で、財政調整基金繰入金を増額し、歳出で、除雪委託料に係る土木費、道路除雪費を増額するものでございます。

以上、本日緊急に追加で御提案を申し上げました議案につきまして、御説明申し上げたところでございますが、関係常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○角井外喜雄議長 これより議案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○角井外喜雄議長 ただいま議題となっております議案第36号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩をします。

休憩中に常任委員会で、議案の審査方よろしく願いいたします。

〔休憩〕 午後 2 時07分

〔再開〕 午後 2 時35分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人です。
定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第36号を議題といたします。

<委員長報告>

○角井外喜雄議長 これより常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき、常任委員長の報告を求めます。

酒井義光予算決算常任委員長。

〔酒井義光予算決算常任委員長 登壇〕

○酒井義光予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第36号 令和3年度津幡町一般会計補正予算（第12号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○角井外喜雄議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○角井外喜雄議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○角井外喜雄議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結します。

<採 決>

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

議案第36号を採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後 2 時38分

〔再開〕 午後 2 時39分

○角井外喜雄議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第 1 号及び請願第 2 号の採択に伴い、議会議案第 2 号及び議会議案第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第 2 号及び議会議案第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

<議会議案上程>

○角井外喜雄議長 追加日程第 1 道下政博議員ほか 2 名提出の議会議案第 2 号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書、小町 実議員ほか 2 名提出の議会議案第 3 号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書を議題といたします。

<提案理由・質疑・討論の省略>

○角井外喜雄議長 お諮りいたします。

議会議案第 2 号及び議会議案第 3 号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角井外喜雄議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第 2 号及び議会議案第 3 号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

<採 決>

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第 2 号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書を採決いた

します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり採決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○角井外喜雄議長 起立全員であります。

よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第3号 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

原案のとおり採決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○角井外喜雄議長 起立全員であります。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

以上、本3月会議で可決されました議会議案第1号から議会議案第3号までの意見書の提出先及び処理方法につきましては、議長に御一任願います。

＜閉議・散会＞

○角井外喜雄議長 以上をもって、本3月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和4年津幡町議会3月会議を散会いたします。

午後2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 角井外喜雄

署名議員 多賀 吉一

署名議員 向 正則

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査付託表	7
1. 委員会審査結果表	10

令和4年津幡町議会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項	答弁者
1	4番 八十嶋孝司	1 町の人口増及び定住促進策の考えは	町 長
		2 石川中央都市圏スポーツ施設統一料金の進行は	教 育 部 長
2	10番 塩谷 道子	1 国保税の子供の均等割を半額に	町 長
		2 就学援助の学校給食費助成を100%に	教 育 長
		3 各小中学校のトイレに生理用品を	教 育 長
3	5番 西村 稔	1 高層建物の消火対策は万全か	消 防 長
		2 さらなる町民の教育活動はどのように進めたらよいか	教 育 部 長
4	2番 森川 章	1 GIGAスクール運営支援センター整備事業を進めよ	教 育 長
		2 保育士、保育教諭の確保について	健康福祉部長
		3 保育士配置の定員数について	町 長
		4 質のよい保育を提供していくために研究会の開催を求める	町 長
		5 リサイクル回収への改善を図れ	町 長
5	1番 小町 実	1 学童保育の安心安全の対策について	子育て支援課長
		2 新庁舎北側駐車場の利便性の向上を	監 理 課 長
6	13番 道下 政博	1 パートナーシップ宣誓制度導入に向けての考えは	町 長
		2 タブレットで宿題ができる放課後児童クラブ施設のWi-Fiと環境整備を	教 育 長 子育て支援課長
		3 河北中央病院の受付呼び出しをデジタル表示に改修を	病 院 事 務 長
		4 自販機リサイクルボックスの異物混入低減の取り組みについて	生活環境課長
7	3番 竹内 竜也	1 成年年齢引き下げによる若年者の消費者被害への対応について	町民生活部長
		2 労働者協同組合法について	産業建設部長
		3 保育園等の臨時休園と代替保育の確保について	健康福祉部長
		4 脱炭素化について	町 長

令和4年3月15日

津幡町議会議長 角 井 外喜雄 様

提出者 津幡町議会運営委員長 洲 崎 正 昭

ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める意見書

2月24日、ロシアはウクライナへの侵攻に踏み切った。我が国を含めた国際社会が再三にわたり強く自制を求めてきたにもかかわらず、侵攻に至ったことは、欧州地域全体の平和と安定を損なう行為であり、さらに原子力発電所への砲撃や、核関連施設への攻撃、核兵器の使用も辞さない姿勢を表明することは、世界全体の安定をも脅かす許しがたい暴挙である。

ロシアによる一連の行動は、力による一方的な現状変更を認めないとする国際秩序の根幹を揺るがし、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であり、また既にウクライナ国民の多くの生命が奪われており、人道上からも断じて容認できない。

本町議会は、ロシアによるウクライナへの侵攻に対し強く抗議するとともに、軍の即時撤退及び国際法の遵守を強く求める。

よって、政府におかれてはロシアに対し強硬に抗議を申し入れるとともに、停戦に向けてさらなる制裁を科すよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長 角 井 外喜雄 様

提出者 津幡町議会議員 道 下 政 博
賛成者 津幡町議会議員 荒 井 克
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府のデジタル田園都市国家構想への取り組みを初め、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

よって、政府におかれては、子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について、以下の事項に対して特段の取り組みをするよう強く求める。

記

1 全ての子供たちの学びの継続のために

全ての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講じること。

2 医療への適時適切なアクセスのために

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっているかかりつけの医師について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民がかかりつけの医師につながるための取り組みを強化すること。

3 新しい分散型社会の構築のために

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、転職なき移住を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、さらに移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取り組みを強化すること。

4 持続可能な地域の医療と介護のために

住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

5 地域住民の安全で安心な移動のために

政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18カ所で開催してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長 角 井 外喜雄 様

提出者 津幡町議会議員 小 町 実
賛成者 津幡町議会議員 森 川 章
同 津幡町議会議員 八十嶋 孝 司

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）において、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

よって、政府におかれては、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮をするよう強く要望する。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される新たな加算については、現行の二つの加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースにしての事業所ごとの介護報酬総額を算定す

る方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査付託表
 予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第3号	令和4年度津幡町一般会計予算
議案第4号	令和4年度津幡町国民健康保険特別会計予算
議案第5号	令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号	令和4年度津幡町介護保険特別会計予算
議案第7号	令和4年度津幡町バス事業特別会計予算
議案第8号	令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計予算
議案第9号	令和4年度津幡町病院事業会計予算
議案第10号	令和4年度津幡町簡易水道事業会計予算
議案第11号	令和4年度津幡町水道事業会計予算
議案第12号	令和4年度津幡町下水道事業会計予算
議案第13号	令和3年度津幡町一般会計補正予算（第11号）
議案第14号	令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第15号	令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第16号	令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第17号	令和3年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第18号	令和3年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第19号	令和3年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）

議案番号	件名
議案第36号	令和3年度津幡町一般会計補正予算（第12号）

令和4年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査付託表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第20号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号	津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第22号	津幡町公共施設等整備基金条例について
議案第23号	津幡町総合交流型宿泊研修施設管理運営基金条例の一部を改正する条例について
議案第24号	津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について
議案第30号	牛首辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第31号	下河合辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第32号	種辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第33号	筋谷辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第34号	朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第35号	町道路線の認定について
請願第1号	地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出を求める請願
陳情第1号	母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望

令和4年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査付託表
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第25号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第26号	津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第27号	津幡町健康福祉基金条例について
議案第28号	津幡町予防接種健康被害調査委員会条例について
議案第29号	津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
請願第2号	介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出を求める請願

令和4年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査結果表
 予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第3号	令和4年度津幡町一般会計予算	原案可決
議案第4号	令和4年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第5号	令和4年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第6号	令和4年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第7号	令和4年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第8号	令和4年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第9号	令和4年度津幡町病院事業会計予算	〃
議案第10号	令和4年度津幡町簡易水道事業会計予算	〃
議案第11号	令和4年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第12号	令和4年度津幡町下水道事業会計予算	〃
議案第13号	令和3年度津幡町一般会計補正予算(第11号)	〃
議案第14号	令和3年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	〃
議案第15号	令和3年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第16号	令和3年度津幡町介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃
議案第17号	令和3年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第18号	令和3年度津幡町バス事業特別会計補正予算(第2号)	〃
議案第19号	令和3年度津幡町病院事業会計補正予算(第2号)	〃

議案番号	件名	議決の結果
議案第36号	令和3年度津幡町一般会計補正予算(第12号)	原案可決

令和4年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第20号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第21号	津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第22号	津幡町公共施設等整備基金条例について	〃
議案第23号	津幡町総合交流型宿泊研修施設管理運営基金条例の一部を改正する条例について	〃
議案第24号	津幡町水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金交付に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第30号	牛首辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第31号	下河合辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第32号	種辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第33号	蒔谷辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第34号	朝日畑辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
議案第35号	町道路線の認定について	〃
請願第1号	地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出を求める請願	採 択
陳情第1号	母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望	不 採 択

令和4年津幡町議会3月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第25号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第26号	津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第27号	津幡町健康福祉基金条例について	〃
議案第28号	津幡町予防接種健康被害調査委員会条例について	〃
議案第29号	津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
請願第2号	介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出を求める請願	採 択